

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議 録			
日 時	平成 20 年 9 月 26 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 0 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、高橋副委員長、鈴木・菊地・佐藤・佐々木 横田 各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、佐藤委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 05 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「平成 20 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

(総務) 企画政策室林主幹

平成 20 年第 2 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る 7 月 24 日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、平成 20 年度港湾整備事業特別会計補正予算(第 1 号)と、北海道ガス株式会社への土地売り払い処分 2 件が提出され、どちらも原案どおり可決されました。報告事項につきましては、職員の給与と旅費の条例の一部改正について専決処分報告があり承認され、また、地方自治法第 243 条の 3 の規定に基づき、出資等を行っている法人の経営状況を説明する書類 3 件の報告がありました。

次に、議員提出議案であります国内先例港湾への議員派遣の件が原案どおり可決されました。

委員長

「財政再建推進プラン実施計画の平成 19 年度取組状況について」

(財政) 中田主幹

財政再建推進プラン実施計画の平成 19 年度における取組状況を報告いたします。

配布資料をごらんください。平成 19 年度の主な実施状況等の欄に黒い四角をつけている内容が平成 19 年度の主な実施内容ということで、その部分を中心に報告させていただきます。

まず、行財政システムの改革、1. 組織・機構の改革と市民協働の推進、(1) 組織・機構のスリム化・効率化では、組織・機構の見直しとして、下にありますように総務部、建設部などで統合など再編を行うとともに、建設部宅地課、建設事業課でグループ制を導入いたしました。

次に、(2) 官民の役割分担見直しでは、業務委託の推進として、家庭系ごみ収集業務の民間委託の拡大などを行うとともに、指定管理者制度の導入促進ということで、新たに市民会館、公会堂、市民センターなどの施設に指定管理者制度を導入したほか、鯉御殿、さくら学園の指定管理者を更新いたしました。

2 ページをお開きください。

2. 内部努力の徹底、(1) 人件費等の抑制では、定員管理の適正化として、全会計の職員数を前年度と比較して 53 人削減いたしました。また、の給与関係の見直しでは、特別職、一般職の給与削減率を拡大し、特殊勤務手当を見直したほか、にありますように、平成 19 年度においても退職手当債の借入れを行いました。

次に、(2) 事務事業の見直しでは、旅費の見直しや公用車の集中管理体制を拡大したほか、公共事業等

の見直しに当たっては、条件付き一般競争入札制度を導入いたしました。

次に、3 ページになりますが、(3) 経費の節減では、委託業務仕様の見直しとして、前年度に引き続き清掃や警備業務等の見直しを行ったほか、公債費負担の軽減として、高金利の公的資金の借換えを行いました。(4) 新たな歳入の確保では、広告料収入の確保として、新たに固定資産税納税通知書用封筒や総合博物館の蒸気機関車に広告掲載を行いました。

次に、4. 特別会計・企業会計の収支改善では、港湾整備事業及び病院、水道、下水道事業会計で、記載のとおり公的資金の借換え等を行いました。

4 ページをお開きください。

・資産、ストックの有効活用の 1. 公共施設の統廃合や有効活用では、公共施設の統廃合として交通記念館、青少年科学技術館、博物館を統合し、総合博物館を設置したほか、施設カルテの活用では、小中学校の施設カルテを作成いたしました。また、2. 遊休等資産の有効活用では、旧市民部分室、旧事業内職業訓練センター等を売却し、3. 基金の活用では財源対策として他会計、特定目的資金基金等からの借入れを行いました。

次に、5 ページの . その他の 1. 人材の育成と多様な人材の確保では、人事評価制度を管理職を対象に試行したほか、人材育成基本方針を策定いたしました。また、3. 行政サービスの向上では、記載にありますように子育て支援策の充実を図りました。

これらの成果を実施及び継続実施している項目数は 57 項目となります。

最後に、参考として 19 年度の取組効果額を示しておりますが、取組効果額は前年度決算額と比較しても、一般会計の一般財源ベースで 10 億 3,800 万円となります。

委員長

「耐震化優先度調査一覧の一部訂正及び学校施設の耐震診断について」

(教育) 総務管理課長

平成 18 年 6 月 22 日の総務常任委員会に資料として提出いたしました耐震化優先度調査一覧の一部訂正について報告いたします。

耐震化優先度調査一覧は、平成 16 年度、17 年度に行った優先度調査の結果を報告したのですが、基本的には昭和 56 年以前に建築された校舎について報告いたしました。しかし、昭和 57 年以降に増築された校舎であっても、構造上一体となっている校舎については、同時に調査をしております。今後、耐震診断等を行うに当たっては、一体構造となっている校舎については全体として診断する必要があると考えており、こうした校舎を追加記載するとともに、あわせて誤記の訂正をするものであります。

訂正の内容につきましては、お手元の資料、耐震化優先度調査一覧で説明をさせていただきます。

太文字で示している部分が今回追加記載したものであります。また、二重線で削っている部分については今回削除したものであります。

初めに、表面の鉄筋コンクリート造であります。追加記載したものは優先順位 9 番目銭函中学校の棟番号 の 3、優先順位 21 番目長橋中学校の棟番号 29、優先順位 25 番目北手宮小学校の棟番号 の 1、優先順位 26 番目高島小学校の棟番号 の 2 と でありまして。

また、誤記載により削除したものは優先順位 20 番目、北山中学校の棟番号 の 1 の建築年度 34 年と 46 年でありまして。その結果、一番下の欄の H 17 計の欄では 35 棟から 40 棟に訂正し、合計の欄では 81 棟から 86 棟に訂正いたしました。

次に、裏面をごらんください。鉄骨造であります。追加記載したものは優先順位 2 番目、長橋中学校の棟番号 の 2 であります。また、優先順位 10 番目、朝里小学校の棟番号 の 3 については、昭和 59 年の増築時に新耐震基準で設計・施工されておりますので、今回削除させていただきました。その結果、一番下の欄の H 16 計の欄では

5 校から 4 校と、5 棟から 4 棟にそれぞれ訂正し、また、H17 計の欄では 12 棟から 13 棟に訂正し、さらに合計欄では 16 校から 15 校へ訂正いたしました。なお、棟数については 17 棟で訂正はございません。

次に、学校施設の耐震診断について報告いたします。

本年 6 月 18 日に改正されました地震防災対策特別措置法において、学校施設の耐震補強等については国庫補助率のかさ上げがされることになりましたが、現状では平成 22 年度までの時限立法となっております。

また、7 月に開催した「学校規模・配置の適正化に関わる地域懇談会」においても、校舎の耐震化について多くの御意見、御要望が寄せられました。市教委としては、この制度を活用するために耐震化に向けての準備を進めてまいります。しかし、このかさ上げ措置の制度を活用する条件は、対象となる校舎の構造耐震指標、いわゆる I s 値が 0.3 未満、又は保有水平耐力、いわゆる q 値が 0.5 未満となっております。この指標を判断するために耐震診断が必要となります。本市には耐震診断が必要と思われる校舎が 100 棟余りあることから、一定の順位をつけて決めていく必要があります。教育委員会としては耐震化優先度調査の優先度ランク、の校舎のある学校を対象に耐震診断を行いたいと考えておりますが、建築後 40 年ほど経過している校舎については、耐震補強ではなく改築の方向で検討するべきと考えております。

また、適正配置との関係では、現在及び 6 年後の平成 26 年度においても、標準規模である小学校 12 学級、中学校 9 学級の学校で耐震診断を行いたいと考えております。

以上のことから、教育委員会としましては、小学校では長橋小学校、桜小学校、朝里小学校、中学校では朝里中学校、銭函中学校の優先度ランクの校舎を対象に耐震診断を実施したいと考えておりますが、耐震診断費用が 1 校当たり約 400 万円と思われ、予算措置については第 4 回定例会に向けて関係部と協議をしてみたいと考えております。

委員長

「公立高等学校配置計画について」

(教育) 学校教育課長

公立高等学校配置計画について報告いたします。

本年 6 月に公立高等学校配置計画案が発表され、小樽市内においては平成 23 年度に小樽商業高校及び小樽工業高校のそれぞれ 1 学級の減、小樽商業高校定時制と小樽潮陵高校定時制で再編の上、1 学級の減、そして小樽桜陽高校に単位制の導入が示されました。

市としては、この計画案に対し、直ちに市長、市議会議長、総務常任委員、教育委員会をはじめ教育関係団体で陳情団を編成し、地元選出道議会議員の同席をいただき、北海道教育委員会に対して陳情を行い、また 7 月に開催された地域別検討協議会においても、間口確保を中心に計画案の再検討を強く訴えてきたところであります。

このような状況の中、今月 2 日に配置計画が発表され、当初計画案どおり小樽商業高校と小樽工業高校の 1 学級減、小樽商業高校定時制と小樽潮陵高校定時制の再編、小樽桜陽高校の単位制の導入が決定されました。今後は、小樽工業高校と定時制のカリキュラム編成について、受験生の進路希望や地域のニーズが確保されるよう、関係者との協議を含め北海道教育委員会に要望していきたいと考えております。

委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第 24 号について」

(総務) 職員課長

議案第 24 号公益法人等への小樽市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出いたしましたのは、平成 18 年 6 月 2 日に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をはじめとする諸法律が公布され、平成 20 年 12 月 1 日から公益法人制度改革が実施されることとなったためであります。

この制度改革に伴い、現行の社団法人及び財団法人は、当面、一般、公益、特例の各社団法人及び財団法人として存続することになります。これらを受けて、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正がなされ、これまで「公益法人等」としていたものを、題名を含めて「公益的法人等」と本年 12 月 1 日から改めるものです。また、有限会社法の廃止により、「又は有限会社」の語句を削るとともに、引用条項の改正を公布の日から施行するものです。

委員長

「議案第 30 号について」

(財政) 財政課長

議案第 30 号北海道市町村備荒資金組合理約の変更について説明いたします。

北海道市町村備荒資金組合は、現在、全道 180 市町村が加入しておりまして、災害費用に充てるための資金の積立及びその管理・運用に関する事務を共同処理することを目的として、昭和 31 年に設立されたものであります。

資金の積立には普通納付金と超過納付金があり、このうち普通納付金につきましては現行規約上災害関連の支出に充てる以外には支出することができないことから、このたび財政危機に直面した市町村の取崩しを可能とし、いわゆる地方財政健全化法による財政再生団体になることを回避するために、普通納付金の返還の特例制度を創設するための規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項に基づき当組合から協議があったため、同法第 290 条により議会の議決を求めるものでございます。

なお、規約の変更は、道内各市町村議会における規約改正の議決を経て市町村と協議が終了後、知事の認可を受けまして来年 2 月に変更の予定とされております。

委員長

「議案第 31 号について」

(財政) 契約管財課長

議案第 31 号小樽市土地開発公社定款の変更について説明いたします。

このたびの公社定款の一部変更についてでございますが、現行の公社定款第 7 条第 4 項では、公社の監事の職務について、民法第 59 条で定める法人の監事の職務の規定を引用してございますが、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律第 50 号)が平成 20 年 12 月 1 日より施行され、法人に関する規定が民法から公益法人関連法律に移行されることに伴い、引用条項である第 59 条の規定が民法から削除されることとなります。それに合わせまして土地開発公社の監事の職務につきまして、公有地の拡大の推進に関する法律において新たに第 16 条第 8 項として明記されることとなりましたので、公社定款第 7 条第 4 項の「監事は民法第 59 条の職務を行う」との規定を「監事は公有地の拡大の推進に関する法律第 16 条第 8 項の職務を行う」に改めるとともに、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては通常知事の認可日となりますが、このたびの法の施行日が平成 20 年 12 月 1 日であることから、平成 20 年 12 月 1 日又は北海道知事の認可を受けた日のいずれか遅い日とするものでございます。

委員長

「議案第 32 号について」

菊地委員

議案第 32 号小樽市非核港湾条例案の提案説明をいたします。

核兵器廃絶に向けた夏の行動では、原水爆禁止世界大会に初めて国連代表、軍縮問題担当上級代表の参加を含め、過去最高の 9 か国の政府代表、34 か国 99 人の海外代表が参加し、2010 年の核不拡散条約再検討会議に向けて、核兵器廃絶の国際協力行動を呼びかけました。7 月 13 日には原子力空母廃棄、米軍再編・強化反対横須賀全国集会に

3 万人が結集しています。また、9 月にはロンドンに本部を置く国際戦略研究所が核兵器廃絶と題した報告書を発表し、核兵器廃絶を正面から取り上げ、それに向けた世界的取組の開始を呼びかけています。これまで各国の軍事力に関する報告書を出してきた研究所が核兵器の廃絶を呼びかけるのは異例のこととされています。

こうした事例から見ましても、世界的にも核兵器廃絶の流れは大きいものがあります。小樽市の非核港湾条例の制定は、小樽市としてもこうした世界の流れと連動することになります。議員各位の御賛同をお願いしまして提案説明とします。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

菊地委員

灯油値上げによる財政措置について

初めに、昨今の灯油価格の値上げによる財政措置について何点かお尋ねしたいと思います。

代表質問で、平成 19 年度の財政悪化の理由をお尋ねしました。市長の御答弁では、燃料単価の高騰による諸経費の増高などの影響もあったと述べていますが、昨年度の補正で措置をした事業名と金額についてお示してください。

(財政) 財政課長

昨年度で小中学校の学校管理費の燃料費について、第 4 回定例会と第 1 回定例会で補正をしまして、合わせて 3,000 万円程度の計上をしております。

菊地委員

昨年度の予算と比べて何パーセントの値上がりで補正したのか。また、今年度も補正の必要があると判断していますが、現在、燃料費の値上げは何パーセントと押さえていますか。また、影響のある品目ごとに単価と関連経費で御説明ください。

(財政) 財政課長

昨年度の補正についてでございますが、小中学校は灯油と A 重油が主に燃料として使われておりますけれども、当初予算の見積りでは灯油が 66 円でしたが、第 4 回定例会補正時には大体 80 円、20 パーセントアップしております。それが平成 20 年第 1 回定例会のときには 95 円 55 銭となって、これは 4 定時と同じく 20 パーセント程度アップしております。A 重油につきましては、当初予算の見積りでは 59 円であったものが、4 定時では 75 円 60 銭と 28 パーセントアップ。それが 1 定時には 92.5 円、これも 20.8 パーセントアップしています。

一方、今年度につきましては、当初予算は昨年の 11 月現在の単価を見積もってやっているわけでございますが、灯油につきましては 79 円 10 銭だったのが、今年の 8 月には 127 円 40 銭程度、61.1 パーセント、48 円程度アップしております。それから、A 重油が昨年の 11 月、75 円 70 銭だったものが 129 円 20 銭と、これも大体 70 パーセント、54 円程度アップしています。

菊地委員

今、小中学校のことと、それからどれだけ値上がりしているかということをお尋ねしたのですが、同時に指定管理者にも施設管理に係る諸物価高騰の影響による財政措置も必要ではないかというふうに思うのですが、昨年度はたしか、総合体育館について補正予算を組みました。今年度の原油高騰による契約内容の変更についての見通しというのはあるのでしょうか。

(財政) 契約管財課長

指定管理者にかかわる燃料の高騰についてということでございますけれども、昨年度は、今、委員から御指摘がありましたとおり、総合体育館で燃料費の増額ということで指定管理料を増額いたしましたけれども、ほかの施設

については昨年度の状況の中では燃料費の高騰というお話はあったようですけれども、実際に引き上げるというような協議はなかったというふうに聞いております。

ただ、今年度についても、現在、灯油価格が非常に高いレベルで推移しております。今、若干下がり傾向にありますけれども、これから冬を迎えるに当たり、今後の推移を見ていく必要があると思っています。

ただ、私どもとしては、そういう場合についての協議をするという態勢でいたいと考えています。

菊地委員

昨年の第 4 回定例会で 3,000 万円を補正したという報告でしたけれども、この財源については地方交付税などの措置があったのでしょうか。

(財政) 財政課長

小中学校の燃料費につきましては、特に国からは財源措置等はございませんでした。

菊地委員

今年度も灯油の高騰ということになりますと、かなりの補正がまた必要ではないかと思うのですが、財源措置と見えますか、その見通しについてお尋ねします。

(財政) 財政課長

今後の見通しでございますが、政府の原油等価格高騰に関する緊急対策ですとか、先日、発表されておりました緊急総合対策などにおきましても、地方公共団体が実施する対策に要する経費について支援の方針などが示されております。こうしたことから、今後、北海道を通じて国に対し、特別交付税の措置などを要望していきたいと、このように考えています。

菊地委員

そういう国への要請と同時に、こういった指定管理者制度の施設管理にかかわる諸物価高騰による影響、これについて契約内容の変更などの申出があったときには、それなりにしっかりと対応をしていただきたいと要請しておきます。

議案第 24 号について

次に、議案第 24 号についてお尋ねします。

先ほど職員課長から御説明があったのですが、この制度改革によってどういうことが変わったのか、もう少し具体的に御説明いただければと思います。

(総務) 職員課長

平成 18 年 6 月 2 日に公益法人の制度改革に関する法律が三つほど公布されておまして、今年の 12 月 1 日から実際にこの公益法人の制度改革が施行されることとなります。中身について話しますと、これまで社団法人とか財団法人につきましては、主務官庁の裁量で公益法人の許可を与えているということです。新たな制度になりますと、一般社団法人、それから一般財団法人といったものが登記のみで設立されることになりまして、実際に知事や総務大臣の公益認定を受けまして、初めて公益社団法人あるいは公益財団法人といった形になります。

さらには、今年の 12 月 1 日から 5 年以内でいいますと、特に公益認定を受けないでいても、特例民法法人ということで、特例社団法人ですとか特例財団法人として 5 年間は生き延びることができるということになります。この 5 年以内に何もしないでそういった認定や認可を受けないでいると、最終的には解散したものというふうになされることになっております。

今答弁しましたとおり、以上が公益法人の制度改革なのですけれども、結果的にはこれまでの社団法人、財団法人、いわゆる公益法人といったものが、一般、特例、それから公益といったそれぞれの社団法人あるいは財団法人というふうにならなくなって、ちょっと細かい形に区分されますので、そういったものが法律の表記では公益的法人ということになります。

菊地委員

問題は、公益法人への一般職員の派遣です。平成 16 年の第 1 回定例会にこの条例の制定案が出されました。私はそのときに、そもそもこの条例案の基になった公益法人への地方公務員の一般職員の派遣、これが「派遣先の業務が地方公共団体の業務と同一視できる場合」というふうに限定すべきだったところが、「業務の全部又は一部が地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有する団体」というふうに非常に抽象的な表現になっていたことから、新たな営利法人への職員の派遣が拡大されることになりかねず、そういう懸念もあるということで、この条例の制定は問題ということを指摘しながら反対してきたところです。

公益的というふうに枠が広がったことで、職員の派遣がさらに営利を追求するような法人へ広がっていかないかという心配が一方であるのですが、そのことについてはいかがですか。

(総務)職員課長

今、説明しましたとおり、公益的ということで、結構区分が細分化されたのですけれども、別に新たに行き先を広げたというようなことではなくて、この条例の第 2 条では市が出資している団体とか、あるいは特に援助又は配慮を行うことが必要である者ということで、派遣先についてはこういった限定条件がついてございます。

実際に規則のほうでは、現在は社団法人の小樽観光協会と、それから社会福祉法人の小樽市社会福祉協議会、この二つが明記されておりまして、こういったことで一定のルールに基づいて派遣されておりますので、今、委員が御心配なさるようにむやみやたらに拡大するといったことではございませんので、その辺は御理解をいただきたいと思います。

菊地委員

わかりました。

耐震化の問題について

先ほど報告がありました耐震化の問題について、何点かお尋ねしていきたいと思います。

耐震化の資料の中にフロー図が示されています。優先度調査が終わりました。耐震診断の前に耐震化整備計画というものをつくるというふうに書いていますけれども、その耐震化整備計画ができ上がって、それにのっとっての先ほどの御説明だったのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

(教育)総務管理課長

先ほどの報告につきましては、このフロー図に基づく耐震化整備計画があって、次に耐震診断を実施するというのではなく、今回の地震防災対策特別措置法が、平成 22 年度までの時限立法でございますので、そういったことも考え合わせまして、まず、どの学校から耐震診断を実施するのか、優先順位等について検討した結果、報告のとおり 5 校の耐震診断をしていきたいと考えたところでございます。

菊地委員

要するにまだ耐震化整備計画はつくっていないということですか。

(教育)総務管理課長

耐震化整備計画についてはまだでございます。

教育部長

平成 18 年第 2 回定例会のときにこのことも含めて報告をさせていただいています。そのときの報告でも申し上げているのですけれども、当時の段階では優先度調査と適正配置計画との関係でその二つを一定の判断要件といいましか、要するに判断をしながら計画を立てるという、そういったことで考えておりました。御承知のとおり今年の 6 月に法改正になりまして、かさ上げ措置というのが出されたのですけれども、今、課長のほうから申し上げましたとおり時限立法であること、先ほどのかさ上げ要件が耐震診断の結果によって異なってくるということでございまして、具体的にどう手をつけていくのかということがこの耐震診断の結果と大きくかかわってくる、かかわらざ

るを得ないという、そんな状況になっております。当面 22 年までのかさ上げ期間の考え方ということで、今、報告をしたわけですが、そういうようなことを含めましてこのかさ上げ期間の延長等も要望しておりますので、今後の展開なども見ながら、この診断と整備計画の関係については整理といいますか、見極めながらちょっとつくりを変えていかなければいけない部分はあるだろうというふうに思っております。

菊地委員

先ほどの陳情の趣旨説明にもありましたように、本当にこの耐震化を急いでほしい。これは適正配置の説明会のときにも声としてありましたし、子供を学校に通わせている保護者にしてみたら切実な声です。少子化と言われながら、本当に子供が安全な場所で一日の大半を過ごしているのかということがとても気になるところなのですが、例えばここに示されていますすべての学校を 2 次診断なり耐力度調査をするとしたら、実際、財政的には幾ら必要になってくるのですか。計算はされていますね。

(教育)総務管理課長

診断費用、耐力度調査費用ということにつきましては、基本的にどの学校も面積やいろいろな条件の中で、計算が全然違ってきますので、一概にちょっと言えないのですけれども、これだけの学校をすべてやるとすれば、やはり最低億単位の額になるのではないかと考えています。

菊地委員

億単位といっても 1 億円から 10 億円までありますけれども、具体的にはどのくらいでしょうか。

教育部長

先ほど報告いたしました 5 校の優先度ランク の校舎については、実は今、見積りを発注しています。それで、1 か月ほど前にやっているのですけれども、まだ来ていませんので正確には言えません。ただ、一般的にこの耐震診断を見た場合、平方メートル当たり幾らとか、それから何平方メートルであれば何人工を要するなど、そういった概算の積算方法というのはございます。これは建設部のほうともちょっと話をしまして、もちろん超概算なのですけれども、はじき出しました。その段階では耐震診断が必要だと言われるこの 100 棟余りで言いますと、1 億 8,000 万円ぐらいの数字が出ております。

菊地委員

耐震診断をその金額でできるのかと思うのですけれども、私は優先度ランクで上から順番にやっていただけののかと思ったのです。でも、はっきりと適正配置との絡みとの考え方は全く捨てていなくて、平成 26 年度に一定程度の規模を持っている学校が選ばれたということでは、なるほどここが残るのだということが一つあります。

ただ、文部科学省がこの間耐震化を進めるために、それぞれの自治体の教育委員会に対して、いろいろな通知なりお願いの文書を出していると思うのですが、昨年もこういう通知を出されています。一部に適正配置との絡みで耐震化計画をつくらうとしているところもあるけれども、それぞれ統廃合によっていずれなくなる学校であっても、現在そこにいる子供たちの安全についてはきちんと配慮しなさい、そういう学校も含めてしっかりと耐震化計画をつくりなさいというふうに言っています。そういう意味では、26 年度に残る学校が優先されたということについては、私は子供を学校に通わせている保護者の立場からは、ようやく耐震化に手をつけたと一方ではうれしいけれども、なぜこの学校が残されるのかという疑問や怒りも同時に生まれると思うのですが、すべての学校を耐震度調査をしながら、一番危ないところからやっていくというならわかるのですけれども、その辺についてはいかがなのでしょう。

教育部川田次長

先ほども答弁をしていますように、この優先度調査においては 100 棟余りの対象があります。全部の棟をやるということは、平成 22 年度までのかさ上げの中では当然不可能に近いと思います。ですから、私どもが答弁をしましたように優先度ランク の学校につきましては、やはり築後 40 年はたっているということもあって、改築なり、

そういった方法で検討すべきだろうと思っていますので、その学校は当然外させていただきます。優先度ランクの学校のうちから、先ほども申し上げましたように、適正配置の現在の標準規模、それから 26 年度の標準規模の学校を選ばせてもらって、今回は 22 年度までの時限立法ですから、5 校という形の中で国と協議をしながら、耐震診断に向けて準備をしているというところでございますので、そういう御理解をお願いいたします。

菊地委員

平成 20 年 4 月 1 日に公立学校の耐震化について文部科学省が調査をしたその結果では、大規模な地震によって倒壊等の危険性の高い施設数というところまで踏み込んだ報告をされているというのです。北海道でも何棟かそういう危険度の高い棟だというふうに言われていますけれども、その中に小樽市の学校が入っているかどうかというのはわかりますか。

教育部川田次長

私どものほうでは耐震診断というのをやってございませんので、たぶん文部科学省が調査したのは、耐震診断をやって、その結果判明した学校についてでございますので、小樽市内の学校については、ちょっと把握しておりません。

教育部長

今日の新聞等でも、文部科学省の調査では全国で 1 万棟の危険な建物があるという、そういったことが報道されています。その中身なのですけれども、一つは 2 次診断を終えて I_s 値 0.3 未満の校舎については当然そういう仕切りの中に入れてあります。そのほかは優先度調査でとになったものの中から、今まで各自治体で優先度調査をやった中からの I_s 値 0.3 未満の出現率といいますが、そういったのを掛けて推計するなどしたものに加えて、それで数字として 1 万棟ほどという言い方をしているものですから、0.3 未満のところはきっと特定できると思うのですけれども、いわゆる 1 万棟と言われている部分についてはそういう計算で出しているということで、文部科学省の資料の中で特定をしているということでもあります。

菊地委員

それで、今、1 億 8,000 万円というふうにお聞きしまして、これのできるのだったら耐震度調査を急いでほしいと私は思うのです。財政部長は頭をかき上げているけれども、税務長、固定資産税の 2 億円の滞納をちょっと早めに払っていただければ出るお金ですし、何十億円もかかるのかと私は思っていたのですけれども、そうではないのですね。耐震度調査だけは急いで、平成 22 年度の時限立法をさらに延ばして行ってほしい。文部科学省はこのことについてはすごく力を入れているから、恐らく各都道府県なり地方自治体からの要請の声が大きくなれば、予算措置についてはさらに続けてやっていただけるだろうと、麻生内閣に期待するわけではないけれども、そういうふうになっているのです。

(発言する者あり)

国民のためにやっていただけたところだけ期待しています。この子供の安全を守ることについては、ぜひそういう方向でやっていただくということで、耐震度調査がこれだけの金額でできるというのであれば、年次計画を何としても立てながら実行していただきたいと思います。本当に地震はいつ起きるかわからないし、毎日学校に子供を通わせている保護者や、子供たちにとっても、この危険がある建物と思われる状態のまま放置するわけにはいきませんので、先ほどお示しになった学校の耐震化そのものはぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがですか。

教育部長

おっしゃっていることは十分理解しているつもりです。先ほど申し上げましたけれども、もちろん予算の関係もありますけれども、現状で 100 棟もの校舎が耐震診断あるいは耐震補強が必要だろうという建物としてあるわけで

すから、当然子どもは財政部にもお願いしながら、予算の裏づけというものを確保しながらという作業はありますけれども、進めていくという部分では、教育委員会としては取り組んでいかなければならない重要な課題だというふうに認識しております。

菊地委員

ぜひお願いいたします。

障害児の放課後児童クラブ受入れについて

それと、放課後児童クラブについてお尋ねしたいと思います。

予算及び基本構想特別委員会でもやりとりさせていただきました。この間、障害をもった5年生、6年生の子供を放課後児童クラブで受け入れていた試行については今年度で終わりにしたいということで、その理由についてお尋ねしたのです。改めてお尋ねしますけれども、これまで6年生まで試行として受け入れた経過が2年間あります。2年間受け入れたその子供たちの事例の結果として継続できないと判断した事実はあるのかないのか、そのことについてお尋ねします。

(教育)生涯学習課長

障害のある子供の放課後児童クラブの受入れということでございますが、平成19年度、20年度ということで、5年生以上の子供の受入れの試行をさせていただきました。これを踏まえて、またさらに市の放課後児童クラブ全体の課題等を関係各部により検討して、今回、放課後児童クラブとしての受入れはしないという判断に至ったということでございます。

菊地委員

もう少し具体的に聞きます。その5年生、6年生でもう既に受け入れた、そのことで何か問題が生じたかどうかお尋ねします。

(教育)生涯学習課長

試行として5年生、6年生を受け入れたのは、塩谷児童センター放課後児童クラブのみでの受入れとなったわけなのです。この受入れについていろいろな課題というのももちろん出てきたわけなのですけれども、放課後児童クラブに障害のあるお子さんを受け入れるに当たっては、すべての児童の受入れについて考えてなくてはならないということで、先ほど申し上げましたように、学校の空き教室に開設する放課後児童クラブなどの諸条件も考えて、それで判断したものです。

菊地委員

そうすると、児童センターで受け入れてきた、そういった事例については全く問題がないということではないと思いますけれども、そのことが大きな原因ではなくて、現在、学校の空き教室を利用しているところでの受入れについて、5年生、6年生を受け入れていくことに非常に大きな課題が出てきて、それも含めて総合的に判断してできないと、そちらの比重のほうがかなり大きいというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(教育)生涯学習課長

委員のおっしゃる塩谷児童センターでの受入れ、いわゆる場所の問題ということもございしますが、今回この受入れに対して総合的に判断する中身としてその場所のこともございしますし、障害の対応といたしますが、障害のあり方程度等も含めて総合的に考えたということでございます。

菊地委員

予算及び基本構想特別委員会の中でやりとりさせていただいたときには障害の問題もあり、また、教育委員会のやる学童保育だけでは対応しきれない面も出てきており、介護とか、いろいろなところの力もかりなければというような御答弁もされていきました。障害も本当にいろいろな種類の障害がありますし、程度もありますし、学校の中の空き教室を利用する放課後児童クラブの限界というの、また、人の手だての限界というの、一定程度理解

はできるのです。たぶん指導員の皆さんは、相当な御苦勞をなさって保育なりに当たられているのだらうというふうに思うのです。親の思いとその子にとっての最適な環境が必ずしも一致するということではないということも、私も仕事の経験でわかります。ただ、そういったことを総合的に判断して、そこで線を引いてしまうという点については、本当に今の放課後児童クラブのあり方としていいのだらうかという思いだけはどうしても残るので、既に 6 年生まで試行を続けてきた、そういう経験もありますし、実績もあります。

ですから、空き教室を利用しての施設のありようとか人的手だてを考慮したときに、この状況では平成 21 年度引き続き試行というのは大変に難しい。そのことについては一定の決断を下さなければいけないという、そういう判断に至ったということを理解しながら、それによって可能性のあるところまですべて消してしまうという、そこまで引っ張っていく判断というのはいかがなものかと、教育的配慮がないのではないかとということも申し述べさせていただきます。

条件整備とか、そういうことを含めて一定の検討する時間を置きながら、今後の可能性について希望を持たせるような、そういう方向性というのは見いだせないものでしょうか。

教育部中村次長

現在の放課後児童クラブの障害児受入れについての国の一定の考え方もありますし、それからいわゆる子育て支援という中でのワークライフバランス、あるいは障害を持っている子供をお持ちの保護者の雇用についてのこと、いろいろな問題があって、これは基礎自治体である市町村だけで解決できる問題ではなくて、当然少子化担当のセクションで、国の施策として考えなければならないことでもあります。そのことについて、例えば放課後児童クラブの障害者に対する補助金を増額したり、あるいは昨年ガイドラインを出して、可能な限り受け入れるようにということ国の方でも言ってきているわけですが、例えば財源的な問題を考えたときに、今回、実際、障害者自立支援法のサービスをお受けになることができる方のことを考えれば、例えば今、市で嘱託職員を雇っていくのに、1 人当たり大体 150 万円ぐらいの報酬がかかるわけですが、障害をお持ちの方で、特別支援学校ではなくて小樽市立学校にお入りになりたい、そして特別支援学級あるいは放課後児童クラブで、障害者だけでも、放課後児童クラブのサービスをお受けになりたい方が増えてきたときに、果たして今の小樽市の財政状況でそれを受け入れることが可能なのか。例えば平成 19 年度の放課後児童健全育成事業の決算は 7,000 万円でありまして、それが 20 年度予算では 8,000 万円に増額になっているわけです。その中には今の要素もあるわけです。それを単独の自治体である小樽市だけの判断で、その年限を延ばしていく。これは試行はしました、ただ、試行した結果、障害児も放課後児童クラブに入会することができるのだということが皆さんに伝わっていったん増えてきたときに、これを今 4 年生までは実施しておりますけれども、5 年生、6 年生といったときの体力的な問題、指導員のいわゆる介護力の問題ももちろんありますけれども、そのところ、それと今の財政的な問題というのがかなり大きな比重でかかわってくるわけですから、今後、国の施策がどういうふうになるかわかりません。少子化担当に小淵優子大臣が就任されましたから、私どもとしてはそれに期待するしかありません。

教育部長

今、次長のほうから財政的なことと申しますが、正直に言いますと障害児を受け入れた場合に国から来る一定の金額と、それから自治体が現実的に負担しなければならない金額の差というのは極めて大きなものがあります。ただ、私どもとしては、この間できるだけ障害児も受け入れていこうという、そういった中で子育てプランの中にも位置づけましたし、努力はしてきました。

それで、前段に委員が言われるように、確かに例えば平成 15 年から始めた塩谷の児童センターというのは、もともと児童館の中で放課後児童クラブも併設してやっていたところですから、そこには小学校の高学年も、それからもちろん中学生も来るわけです。そういう施設状態として運営されているわけですから、やはり施設のこと大きな要素にはあります。ですから、個別に塩谷で 2 年間やってきたことで何か大きな支障があるのかと言われれば、

学校でやっているのとはやはり状態は違うと思っています。ただ、私どもの判断としては、今 16 人の子供をお預かりしていますけれども、16 人全部がそれぞれやはり障害の種類、程度が違うわけです。これは障害のあるなしにかかわらず、子供というのはみなそういうものですけれども。ただ、そういった状況の中で、例えばこの子については 6 年生まで入れます、この子は 5 年生までです、あなたは 4 年生までですという、こういう区分というのは一つの行政という枠組みの中で仕事をするとするときに、現状私どもとしてはつくるべきではない。やはり一定の基準を持った判断をしなければならないということで、単にその 5 年生、6 年生の試行だけではなくて、全体的には平成 15 年 4 月から、それから学校では実質的には 18 年度から、障害を持っている子供を受け入れてきたわけですが、その全体の経験の中で今回 4 年生までという一つの判断をさせていただいたということでもあります。

ですから、そういう意味では、この放課後児童クラブという一つの児童福祉法に位置づけられている制度ですが、ここにまた大きな変更なり、見直す部分があれば、私どもも新しい制度の中で検討していくということは当然あるべきことだというふうには思っていますが、現状の中では今回 4 年生までという一つの判断をしたということで御理解いただきたいと思えます。

菊地委員

ここでもまた財政の限界があるのかと思います。学校の空き教室を利用した放課後児童クラブの限界については、障害を持ったお子さんを引き受けるかどうかとはまた別に、これまでも本来なら児童館みたいなところがたくさんあって、子供たちの放課後がもっと生き生きと豊かに過ごせるような環境整備を、私は自治体としてはしていくべきだと思うのです。そういうことも含めた国の施策なり、地方自治体を応援する施策がもっと大きくなってくれば、こんなに悩むこともないと思うのですけれども、例えば札幌市では区ごとに結構いろいろな児童館があり、自治体で全くできないことではないと一方では思うわけなのです。そういういろいろな課題を抱えた放課後児童クラブですが、この間ずっと障害を持った子供の放課後児童クラブの問題にかかわってきて、本当にたくさんの母親が仕事を続けられるという希望を持ち、年々可能性を大きく広げてきただけに、ここに来て試行をやめられるということは、本当に大変な思いをしながら、教育委員会の皆さんの協力も得ながらようやく今年スタートした 1 年生の母親にしてみたら、またその先の希望がちょっとしぼむというか、ここまでという年限を切られたことに対する失望感というか、そういうのがすごくたまらないという思いがあるのです。

今、ここまでいろいろ審議させていただいて、決していい御答弁をいただいたとは思っていませんけれども、引き続きこの問題についてはやっていきたいと思えますので、ぜひ教育委員会の皆さんも知恵と力を生かしていただきたいと思えます。

市営プールについて

市営プールのことについて一言お尋ねしておきたいのですが、市長は、基本計画の中に市営プールの建設については入れていきたいというようなことを予算及び基本構想特別委員会の中で御答弁されていたようなのですが、前教育部長は、早い時期というのはどの時期を考えていらっしゃるのかとお尋ねしたときに、前期というふうにとらえているので、財政部のほうにはぜひ強力で申し入れていきたいとお答えをいただいていたのです。現教育部長は当時企画政策室長でございまして、私は企画政策室長がそういう御答弁をしたのだと勝手に思い込んでいまして、議事録を見たら違ったと思ってちょっとがっかりしたのですが、そういう前教育部長からの引継ぎをしっかりとらえていらっちゃって、その立場で財政部のほうにも強力で申し入れていただきたいと思うのですが、教育部長いかがですか。

教育部長

職場が変わったから物の見方を変えるというつもりは全然ないのですが、御承知のとおり教育委員会としては、平成 18 年に教育委員長名で市長のほうに、市営プールを早い時期に実現させていただきたいということで要望書の提出をしておりますし、たしか 18 年の第 3 回定例会の総務常任委員会だったと思えますけれども、教育長の

答弁の中で、次期総合計画に位置づけ、早い時期に実現させていきたいというのが教育委員会の思いだというふう
に答弁しておりますので、教育委員会としてのスタンスは変わりございません。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

耐震診断について

本年第 2 回定例会で山田市長から、耐震化について、命にかかわることに関しては、教育委員会と市長部局が連
携をとりながら、スピード感を持ってやっていきたいという御答弁をいただきました。今日、御報告いただきまし
た耐震化の内容は、その結果の表れということで大変に感謝をしております。

ということで、耐震診断に関しては 1 棟当たり 400 万円ほどかかり、先ほどの報告では 5 校ほど、小学校が 3 校、
中学校も 2 校予定しているというお話を聞きました。単純に計算すると 2,000 万円という金額ですけれども、これ
を第 4 回定例会の補正ということでこれから調整をするという話をお聞きしましたけれども、この 5 校はどうい
う形で、例えば平成 20 年度に補正を上げてすぐ全部やるのか、また、今年度、来年度、さらにその先がどうい
う形で進めていかれる予定なのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

教育部長

まずは、耐震診断のための経費を第 4 回定例会で確保していきたいということを教育委員会は考えていますし、
財政部と協議を進めていきたいというふうに思っています。ただ、もう一つ判断しなければならないのは、耐震診
断によって、例えば A の学校であればどういう方法でその耐震補強ができるのか、いろいろな方法があるのです。
プレースという筋かいを入れる方法とか壁を補強する方法など、それぞれの学校の形や階数とか、そういった部分
によっても、今後、耐震補強の経費も大きく変わってくるだろうというふうには思っています。

それと、先ほどの報告で申し上げましたけれども、このかさ上げ措置が適用になるのは、診断の結果 0.3 未満と
いう I_s 値という要件も一つあるものですから、一つはまずこの耐震診断の結果を見なければ、ただ今のところ
は何とも言えないという部分はあろうかと思っています。ただ、具体的に補強工事を進めていくということになり
ますと、当然国の補助は入れていくわけですから、北海道教育委員会に対しての補強工事の計画を出して、それで
国の補強工事の対象として採択をしていただくという、そうした段取りがありますし、私どもも当然こういった方
法で耐震補強ができるのか、それに基づいた実施設計をしていくという部分等もありますので、まずはこの第 4 回
定例会で診断をやって、その結果、平成 21 年度以降の中で実施設計がどうなるのか、工事費がどういふふうになっ
ていくのかという、そういったような流れで考えています。

ただ、いずれにしても、今回、国のかさ上げ期間というのは 22 年度までということになっていきますので、それら
の内容として北海道の耐震診断の方向性を出したのは、22 年度には手をかけるというか、かさ上げ措置の適用はし
てもらおうという、そういったスタンスで考えています。

佐藤委員

平成 22 年度には手をかけるというのが、今言われた 5 校と認識してよろしいのでしょうか。

教育部川田次長

今、5 校の耐震診断をしたいということで協議をしました。部長からも申し上げましたように、耐震診断の結果、
 I_s 値 0.3 未満であればかさ上げの対象になるということでございますので、いずれにしてもその耐震診断の結果
を待たなければ、どういふふうになるかというのは今の段階ではまだ申し上げられる時期ではないということであ
ります。

佐藤委員

そうしますと、先ほどの質問に戻りますけれども、耐震診断に関しては5校を一緒にやってしまうというような認識でしょうか。

教育部川田次長

私どもで選んだのが5校ございますので、5校の耐震診断について財政部のほうと協議をさせていただいて、予算としてはその5校を対象にします。

佐藤委員

予算の見通しというのはどうなのでしょう。

財政部長

校舎の耐震の問題というのは、国絡みで進めてきておりますので、当然その助成費の管理経費というのは、最終的に第4回定例会の段階で幾らの経費で何棟になるか確定した段階で、事業費が幾らになるか、また、財源のめどがたつたうえで、ゴーサインになる運びと教育委員会のほうから十分話は伺っています。

佐藤委員

先ども菊池委員の御質問の中でお金がないというお話も聞きましたけれども、ぜひ子供の命にかかわるので、大変厳しい状況の中でやりくりしながら、ぜひ5校一緒に耐震診断を実施できるような形で補正予算を上げていただきたいと、このように思います。

高校の配置計画について

高校の配置計画については、なかなか陳情に行ってもその要望が聞き入れられないという、私も何回か陳情に行かせてもらいましたけれども、数年前、私がまだ中学校のPTAをやっていたときに、高校のこれからのあり方ということで懇談会を設けていただいた記憶があります。それはこの高校をなくすとか、この高校を残すとかということではなくて、小樽市にとってどういう高校が必要なのかという前向きな懇談会だったと思います。関係者との協議を進めていく中でというお話がありましたけれども、まさしくそれがこの懇談会に当たるのかと勝手に想像していますけれども、現在、そういう形で例えば保護者も含めた中で、これからの小樽市における高校のあり方というものについて、どうお考えでしょうか。

教育部川田次長

今回の高校の適正配置の中で、平成23年度に工業高校と商業高校がそれぞれ1学級減になり、商業高校定時制、潮陵高校定時制で再編の上1学級の減、そして桜陽高校に単位制が導入されるということでもあります。そういう中で、我々も北海道教育委員会に陳情したわけですが、決定されました。もう一つ、学科について、今、PTAとかそういうところではなくて、今の段階では工業高校や商業高校の校長、北海道教育委員会などそういったところと話をさせていただいて、どういう形が一番望ましいのか検討する必要もあります。その中でそれぞれの高校にもPTAがあると思いますので、そういうことを総合的に協議させていただこうというふうに思っているところでもあります。

教育長

二、三年ほど前から北海道教育委員会から次から次と、高校の適正配置のあり方についていろいろな計画が出されてきましたので、小樽として今後のあり方はどうしたらいいのかということで、教育委員会が事務局になり、小樽市PTA連合会の代表や高校の校長、又は知識人に参加いただき、「小樽高等学校の教育のあり方検討懇話会」を立ち上げ、協議をしてきました。その答申結果を基にこの二、三年間、北海道教育委員会に向かって私たちが意見を発信しているところであり、今後も保護者の意見等がある程度聞いた上で、訴え続けて参りたいと考えております。

佐藤委員

この計画の裏面のほうを見ていきますと、平成 24 年度から 27 年度に関しては、小樽市内について職業学科の配置のあり方を含め、再編を検討するというようなことが載っておりました。単純に見ますと、職業科というのは小樽商業高校と工業高校と水産高校であります。この三つをどのように再編するか、それを検討する必要があるということだと思います。それに関しては当然学校側の考えもあるでしょうけれども、そこに通わせたい、将来子供たちをどういう職業につかせたいかという、それこそ高校に入る前の親の希望、考えも当然あることですから、その辺に関しては今後もそういう形で、学校関係者だけではなくて保護者の方のお話を聞く場もぜひ設けていただきたい。これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

幼稚園教育について

幼稚園教育についてお聞きします。

これも第 2 回定例会の中で質問させていただきましたけれども、幼稚園教育に関しては小樽は札幌等と違いました私立の幼稚園しかないというような、そういう特殊な環境にあり、なかなか幼稚園と幼稚園教育について協議をする場が持てなかったというお話で、その第 2 回定例会では、それに関しては今後前向きに協議をさせていただくという御答弁をいただきました。そして、8 月の全道大会には、多くはないけれども、ぜひ参加させていただく予定だというお話を受けました。その後、幼稚園協議会との話合いの経過に関してはどのように進んでいるか、この点に関してはいかがでしょうか。

(教育) 学校教育課長

幼稚園との連携といいますが、つながりの部分なのですけれども、5 月の中旬ごろに幼稚園連合会のほうに、いきなり組織化というのは無理だと思いますので、まずは例えば園長会議などの場に教育委員会も出席させてほしいということをお願いしてきた状態になっております。

教育長

実は 8 月の末に後志、小樽、石狩、空知のブロックで約 400 名から 500 名、園長、理事者それから教員等の私立幼稚園教育研究大会がございまして、そこに呼ばれて、教育委員会としては今まで幼稚園関係はこれまで参加した例がないのです。その中で全道規模の、実際幼稚園の課題等について、いろいろなお話を伺う機会がございましたし、また、そこに小樽の会長もいらっしゃいますので、やはりこれから新しいプランの中にも幼稚園とのつながりを大事にするという話も出ましたので、私たちも前向きに、委員の御質問に対しては配慮しているつもりであります。

佐藤委員

幼稚園の助成について

また、前回の第 2 回定例会の教育長の御答弁の中で、小学校 1、2 年生に関しては授業中に席を立ったりする子供がいるというお話をお聞きしたことを記憶しています。この第 3 回定例会では学力の問題で質問させていただきましたけれども、その中で今この学力が低下している状況は、小学校、中学校だけではなくて、それ以前の問題もあるのではないだろうかという指摘をさせていただきました。

そんな中で、今、小樽市は幼稚園に対しては補助・助成を行っているところではありますけれども、さらに幼稚園教育、もっと広く幼児教育というものを考えた場合、今はその補助・助成に関しては現状維持という形になっていきますけれども、これに関してもできれば前向きに、現状維持は当然なのでしょうけれども、多少で結構です、増額を検討していただくような、これは教育委員会とあわせて財政部にお願ひをしなければならぬことかもわかりませんが、ぜひ小樽市の未来のためにその辺に関してはお願ひをしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

教育部長

委員も御承知だと思いますが、たしか小樽市の私学助成金は結構前までは 1 人当たり 5,000 円ということで助成していたと思いますが、こういった財政状況の下で、今、4,500 円になっています。端的に申し上げまして、現状の中でこの助成額についても増やすことというのは、ちょっとここで検討するというふうにはあえて言わないほうがいいだろうと思っています。現実的に検討できないと思っています。

ただ、今、委員から御指摘がありましたけれども、前に幼稚園連合会の野村園長とお会いしたときも、学校側としても、やはりここ 10 年ぐらい前と比べると小学校 1 年生で上がってくる子の動きとかというのが違うというのもお聞きします。それから、これは幼稚園から聞く話なのですが、3 歳、4 歳で幼稚園に入ってくるときに、変な言い方ですが、平気でおむつをしたまま入ってくる、ちょっとこれは大変だという話は聞きます。そういった意味では、きっと個別にはそれぞれの地区ごとで幼稚園と学校との申し送りといいますが、引継ぎみたいなことというのはやっているのですけれども、もう少し組織的に家庭教育への支援、そういった部分も含めての体制づくりというのはしていかなければならないというふうに思っています。

鈴木委員

公用車の集中管理化について

財政再建推進プラン実施計画の中から何点かお聞きしたいと思います。

この財政再建推進プランの中の、(1)組織・機構のスリム化・効率化の中に、現業職場の見直しとあり、実施状況の説明に「平成 17 年度 公用車運転業務の見直し」とあります。それから、その次のページになりますけれども、同じく(2)事務事業の見直しの中の 公用車運転の拡大と公用車の集中管理ということで、同じような言葉が載っておりますけれども、ちょっとこの経緯というのをお知らせ願えますでしょうか。

(財政)契約管財課長

まず、集中管理の経過ということで答えたいと思います。平成 15 年度ぐらいまでは部あるいは課に対して運転手付の車両というものを配置しておりました。平成 15 年ごろに行政改革推進本部会議の中で、公用車の使用状況が非常に非効率的であるという点が指摘されております。また、その当時、道内他都市でも公用車の集中管理化というのが進んでいるという状況の中で、本市が非常に遅れているという、そういった議論もありました。その中で公用車を集中管理化していこう、そして一般職員の公用車運転を可能とし、運転業務職員については減らしていくという考えが示されて載っております。それを受けまして財政再建推進プランの中では、現業職場の見直しとともに一般職員による公用車運転の拡大、それから集中管理という項目が設定されて、現在に至っているというのが経過でございます。

鈴木委員

それによりまして、公用車の台数の変化、たぶん減少したのでしょうかけれども、そこを教えてください。

(財政)契約管財課長

車両の台数の変化でございますけれども、水道局とか病院、消防など作業車両などを除いて、いわゆる市長部局の全体車両ということで話をさせていただきます。

実際には、例えば今回の推進プランの取組の年度で言いますと、平成 17 年度から 19 年度の台数というのは 49 台から 48 台ということで、全体車両数としてはそんなに大きな変化がないという状況です。ただ、この内訳の中では運転手が専門に運転する車両につきましては、例えば 15 年度あたりでは 32 台ございましたけれども、17 年度では 21 台、それから 19 年度では 15 台と減少してきております。逆に一般職員が運転する車両につきましては 17 年度 28 台、それが 19 年度では 33 台と増加してきているというふうに内容が変わってきております。

鈴木委員

それによりますと、この財政再建推進プランにのるといことですので、できましたら財政効果というのを具体的にお聞きかせください。

(財政)中田主幹

今の集中管理の財政効果ですけれども、運転業務の正職員の人数が減った分が財政効果に通じてまいります。それから、平成 18 年度、19 年度に比べますと正職員が 2 人減になっておりますので、約 1,500 万円の効果ということになります。

鈴木委員

2 人分の人件費 1,500 万円が減るといことですね。

次に、業務委託の推進といことがありまして、家庭系ごみ収集業務の民間委託の拡大といことがあります。これも同じように台数とかそういうのは抜きにするのですけれども、委託による財政効果というのを数字で言うのはなかなか難しいと思いますが、大枠でどのくらい減っていったのですか。

(財政)中田主幹

平成 18 年度と 19 年度の比較で、まず直営車両の台数について、1 週間の平均台数で、家庭ごみ収集業務と資源ごみの収集車を合わせた台数をお知らせします。

18 年度の 4 月 1 日の段階で直営車両の収集が 9 台、そして 10 月に 1 台減じまして 8 台、1 月に 5 台減じて 3 台、19 年度の 4 月 1 日で 2 台という形になるのです。

一方、委託のほうの台数ですけれども、18 年度の 4 月 1 日が端数がつきますけれども、17.95 台、そして 10 月に 1 台増えまして 18.95 台、1 月に 5 台増えまして 23.95 台、19 年度 4 月 1 日が 24.66 台という形になります。

この財政効果でございますけれども、直営の車両が減ることによって、その直営の車両に従事した 10 人が減る形になります。あくまで家庭ごみの収集業務と資源ごみの収集業務に限った範囲での比較といことでお知らせいたしますけれども、人件費の削減効果が 1 億 2,000 万円ほど、それと臨時職員も一応雇用してまして、その減もございまして 800 万円ほど、車両経費が 1,000 万円ほど直営の部分で落ちまして、合わせて 1 億 3,800 万円ほどの減といこと計上しています。

反対に委託をしたわけですから、民間への委託料が増となります。それが 7,000 万円ほどございますので、この家庭ごみの収集業務と資源ごみの収集業務の関係だけを見ますと、6,800 万円ほどの効果が出るという形になります。

鈴木委員

どうして急に車のこととか、この家庭ごみのことを取り上げるのかといいまして、これは要するに業務員のことなのです。まず公用車を専門に運転される方、それから、家庭系のごみ収集をされる方、いずれも業務員となっております。それで、やはり業務委託をこのような形でしたときに、委託するわけですから、業務員の方がどうしても余るといこと職がなくなるわけですから、それをやはり本庁のほうで引き受けるといことなされていると聞いております。

そこで、一般的に我々が思うことは、今までごみの収集とか運転をされた方が、本庁のほうに戻ったときに一体どういう仕事ができるのだろうか、何かそういうことで一般職になかなかなじめなくて困るのではないだろうか。それがあ意味、余剰人員として小樽市が抱えているのではないかとよく我々の中で話しているのです。そのことにつきまして、どういうふうになっているのかといことを御説明していただきたいと思います。

(総務)職員課長

現在、一般的に言いますと現業職といことのですけれども、今、委員が言われた業務員の方たちにつきましてはいろいろな職種がございまして、ですから、運転手とか用務員とか電話交換手などいろいろな職種がございまして、今、

一定の委託という話が出ている中で合理化がなされたときにつきましては、本人の意向に沿って職種変更といったものの希望を聞いてございます。これにつきましては職員組合と既に妥結しておりまして、一定のルール化がなされております。

そのルールについて、これは最短の場合ということで答弁したいと思うのですが、まず 1 か所目の職場、ここで 2 年間、これは職種変更するときに業務員から一般業務員という位置づけにいたしますけれども、そこでいわゆる現業職、業務員と、それから事務職になる間の中間地点の経過措置というふうにお考えいただければいいかと思えます。この間の一般業務員のときに、まず 1 か所目の職場 2 年目でこの一般業務員に意向確認をいたします。これは事務職に本当になりたいですかというような意向確認をいたします。本人の希望がありましたら、最短の場合はこの 2 年間で異動することになります。要するに 2 か所目の職場に異動することになります。2 か所目の職場で 3 年目のときに、もう一度その一般業務員の方に面談いたします。やはり希望が変わらず事務職になりたいですかというようなことで意思確認をいたします。本人の希望があり、面談した側でも事務職になって大丈夫だというふうに判断した場合につきましては、丸 4 年目の 4 月 1 日、このときに事務に職種変更していきます。

こういったことで、今までいわゆる業務員として現場の第一線で働いてきた方が事務に職種変更していくということがルール化されているわけですが、当然のことながら、今日まで現場で働いていた方が明日からいきなり事務職というのはなかなか難しいものですから、今、答弁したようなこういった一定のルールを設けて、そして職場 2 か所を経験して、面談をしながら事務へ職種変更していくというようなことを行ってございます。

ただ、先ほども答弁しましたとおり本人の希望があればということですので、やはり職種変更をしないで、いわゆる業務員のままですけれども、今、例えば清掃作業員ですけれども、清掃作業員でない業務について働きたいという方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、既に正規職員がいなくて、現在、原則退職者不補充というようなことで人件費を抑制していますから、当然のことながら職員数がどんどん落ちていっていますので、そういったことで業務員が足りない職場というのもございますから、そういったところに業務員としてですけれども、今の職場とは違った職場に異動するという方もいらっしゃいます。

鈴木委員

そうですね。今まで多少勘違いしていた部分がありまして、今日わかりました。

それで、今おっしゃったことがたぶんに通常どおりにいけば皆さんよかったというお話になるのですが、問題は業務員の方が、言うならば一芸に秀でた、ごみの収集にかけてはプロということでございますけれども、今言いましたように事務職に移りたいと希望されている方について、客観的にどう見てもちょっと難しい、そういった場合はどうなるのでしょうか。

(総務)職員課長

今、最初に答弁しましたとおり、あくまでも本人の希望に基づいてということで職種変更をするわけで、強制的にどうこうということは考えてございません。あくまでも本人の希望なのですけれども、それとあと実際に面談して、やはり事務職としてはどうしてもこれはやっていけないだろうという判断になる場合、これは実は今のところございません。実際に事務に職種変更している方はいらっしゃいますけれども、面談した結果で今まで事務に向きませんという方はいらっしゃらないのですけれども、もしそういったケースが出てくれば、当然のことながら、先ほど答弁しましたとおり同じ業務員のままで別な職場になるとか、あるいは事務を目指しているということで途中経過の一般業務員に発令されていますから、一般業務員として事務的な仕事に携わっていただくということがございます。

もう一つつけ加えて答弁しますと、実は今まであまりこういった職種変更の話というのは、職員には聞いてこなかったのですが、実は今月に入りまして、医師を除く全職員を対象にしまして、いろいろな資格を持っている方も実はおりますし、また、さらにはいろいろ希望があって、こういった仕事についたら頑張れるという方もい

らっしゃると思いますので、そういったことで人材の有効活用という観点で職種変更の希望調査というものをしております。まだまだ今、希望を聞いている段階ですので集計はしておりませんが、そういったことも行っておりますので、人材を有効に活用していく一助としたいというふうに思っております。

鈴木委員

業務員の活用につきまして、今、御答弁がありました。そして、先ほど言った危ぐした部分が起きていないということで、これからもお願いしたいと思います。もう一回確認したいのですけれども、要するに適性については客観的な判断をしないといいですか、例えばなりたいた言ったら一応はやらせてみて、今までそれがだめだという例はなかったということで、それは判断が入っているのですね。

(総務)職員課長

2年目と3年目と2回面談するものですから、そういった中で本人の希望ということと、それからこちら側として実際に事務としてやっていけるかどうかという見極めといたしますが、判断をすることになります。それで、ただ実際には先ほどからお話ししているとおり、いわゆる現業職、現場の職員と事務職との間での保育期といたしますが、インキュベータ的な役割で一般業務員として設けておりますので、そこで職員にそれぞれなれていただいているということもございますから、そういったことで通常の場合ですと大体の職員はその2か所の職場でなれていただいて、事務職に向かってやっていけるという状況になっているということです。

鈴木委員

わかりました。そういうことで何とか受皿がしっかりしているので、配置転換もスムーズにいつているということなのですね。そう理解いたします。

人事評価制度について

先ほどの財政再建推進プランのその他の中で、人事評価制度の導入ということがあります。これは今のことも含むのでしょうか、それともそれとは全く別なのでしょうか。

(総務)職員課長

人事評価制度については、人材育成基本方針というのを昨年の8月に定めているのですけれども、その中の柱立ての一つとして入れておまして、実は国も試行を続けてきておまして、これから本格的に導入するという段階にだんだん入ってきております。小樽市の場合も、実は昨年の12月から今年の2月にかけて管理職を対象に試行を行っております。ですから、特に現業職に対してのいわゆる評価制度ということではなくて、現在は管理職を対象に一度試行したという段階です。これにつきましては、人材育成基本方針に盛られていると同時に、なぜ入ってきたかといいますと、平成19年4月から本市でも入れております新しい給料表、これは給与構造改革に基づく給料表なのですけれども、それが従前よりも4分割された給料表になっておまして、号俸が細分化されて4分割されております。そういったことで、それは今後、人事評価制度をにらんだ上で、評価によっていろいろ細かい設定ができるという職員の給料表になっております。こういったことでの人事評価制度の導入ということですので、特にいわゆる現業職員に対しての評価とかということではございません。

鈴木委員

そうしますと、最初に戻りますけれども、委託業務を外に出して、そうやって業務員が本庁になじむように、約4年かけてやっていくということだと思います。やはり委託をしたことにおきまして、先程言った1億数千万円とか1人当たり700万円ぐらいの件費が浮くということなので、最終的には長い目で見ればこの財政再建プランにかなり影響するということだと思いますけれども、なじむ期間を4年間使うというのは組合との協定がいろいろあるのでしょうかけれども、できましたら早い時期からなじんでいただいて、即戦力というような形で使っていただくと、退職不補充という形で若い人をなかなか入れられないという小樽市の状況において、配置転換をしたそういう事務の方を使う、それはしょうがない部分もあるのでしょうかけれども、それが若い方の育成を阻害する部分にな

っているのではないかということも否めないという思いもあります。そのことにつきまして最後に伺って終わりたいと思います。

総務部長

お話がありましたとおり、もともと現業の技能職というのは 600 人ぐらいいた中で、相当数減って今 200 人台だと思いますけれども、その中で、集中的に残っているのはやはり清掃職場の廃棄物事業所、それから給食関係など、こういうところに多く残っています。民間委託とのバランスをとりながら、退職者とうまく一致すればいいのですが、なかなかそうはいかないものですから、職員組合との取決めの中で、10 名の方の移行の方法が先ほど説明したとおりとなっております。

ただ、それだけでは確かに制度としてはなかなか進んでいかない部分もあるのですが、それで先ほど答弁しましたとおり、今年度からすべての職員に職種変更の希望はありませんかという調査をさせてもらいました。これも職員組合と合意できなかったのですが、試行としてやらせてほしいということをお願いをして、そこはいいということで実はやりました。今、途中ですけれども、何人かやはり出てきています。いわゆる技能職の方から、あるいはもっと言ったら、違う技術職のから、それは必ずしも現業職だけではなくて、土木や建築、それから病院職場の技術職の方でも事務職へ移りたいという方もいらっしゃるわけですから、そういう希望というのは出てきているのです。そうするとやはり適性のある方はたくさんいらっしゃいますので、先ほど委員からありましたとおり、これから職員が少なくなっていく中で、持っている能力といいますか、特異な勉強をしてきている方もたくさんいらっしゃいますので、そういうものを生かすという意味から言えば、できる限り今の制度だけではなくて、もう少しそういう皆さんの希望を聞けるようなものもなるべく取り入れながら、適切な人事配置をしながら、財政的な部分も考慮しながら進めていきたいと考えていますので、もう少し時間をかしていただいてプラスアルファの制度をつくっていききたいというふうには思っています。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 50 分

再開 午後 3 時 10 分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

初めに報告事項から、先ほどから質問に出ております耐震化について何点かお聞きをしたいと思います。

耐震化優先度調査について

まず初めに、報告をいただいた小学校 3 校、中学校 2 校、ちょっと聞き漏らしましたので、この表の一番左端の優先順位と学校名をお願いします。

教育部川田次長

まず、優先順位 9 番目の銭函中学校、それから 10 番目の朝里中学校、11 番目の桜小学校、12 番目の朝里小学校、それから 14 番目の長橋小学校、この順序です。

高橋委員

それで、ちょっと確認したいのは、この右側にある優先度ランク、高いほうは、それから次は、ということな

のですけれども、 のほうは建築年度が非常に古いということで、改築の方向という先ほどの説明は理解できました。この の 1 とか 2 とかという順位でいくと、同じようなものがほかにたくさんあるわけですが、なぜこの 5 校になったのか、その内容を教えてほしいと思います。

(教育)総務管理課長

先ほどの報告でもお話しをさせていただきましたように、まず優先度ランク と の載っている学校ということで絞り込みまして、この中でまず一つは、優先度ランク の学校については築後、ほぼ 40 年を経過している校舎が多いということで、次の選択肢として、それを除きます優先度ランク 、要するにここで言いますと、優先順位 5 以下で、この中で優先度ランク のものが要は 14、優先順位で言いますと 5 番目、潮見台中学校から 14 番目の長橋小学校、ここまでが一応優先度ランク の校舎を持っている学校ですから、その学校の中でさらにいわゆる現在及び 6 年後の平成 26 年度において、標準規模の学校に位置する学校が今申しました 9 番目の銭函中学校、10 番目の朝里中学校、11 番目の桜小学校、12 番目の朝里小学校、14 番目の長橋小学校ということでございます。

高橋委員

私の理解度が低いのかもわかりませんが、例えば今出た優先順位の 5 から 8 は全部 の 1 位になっていまして、優先度ランクが、9、10 も の 1 なのだけでも、これとその 5 校以外になっているところの違いというのは何なのですか。

教育部長

繰り返しになりますけれども、もう一度この表を見ていただきたいと思います。先ほど報告いたしましたとおり、まず一つは優先度ランク と の校舎を対象にするというのが一つの考え方です。そうしますと、この表で言いますと、優先順位の 1 から 14 まで、 も も入っていますけれども、ここのランクに優先度ランク と の部分が全部入っています。15 以降には入っていません。そのうち 1 から 4 までに、まずは優先度ランク の校舎を持っている学校が入っているのですけれども、この 1 から 4 というのは一番新しいもので緑小学校の築後 37 年、38 年なのです。ですから、ほぼもうこの 1 から 4 については 40 年を超えているという中で、これは耐震補強ではなくて改築を検討していかなければならないということで考えております。

それから、5 から 14 の部分、ここは優先度ランク の学校になるのですが、もう一つの基準として、これは適正配置計画との関係になるわけですが、現在あるいは平成 26 年、26 年というのは昨年生まれた子供が 1 年生に入る年なのですけれども、その段階で教育委員会が一定の規模というふうに考えております標準学級、小学校であれば 12 クラス以上、あるいは中学校であれば 9 クラス以上、その学級数を確保している学校を対象にするということで、この表で言います 5、6、7、8、ここの部分が除かれます。残りの 9 以降の部分なのですが、その中で桜町中学校、優先度ランクは なのですが、ここの学校も築 47 年の校舎を持っているものですから、これも考え方としては改築という考え方で進めなければならぬだろうと、そういうことで、判断としては先ほど言いました 9、10、11、12、14 の 5 校の優先度ランク の校舎を対象に耐震診断をしたいというふうに考えています。

高橋委員

今、教育部長が言ったのは棟番号に書いてある から と、そういう意味で見ればいいですか。私、この表の見方がよくわからなかったものですから。

教育部川田次長

大変申しわけございません。この表の鉄筋コンクリート造で言いますと例えば優先順位 1 の松ヶ枝中学校でいきますと棟番号 が優先度ランクの - 4 という形で、それぞれの棟番号に対比した形で優先度ランクをつけてございますので、そういうふうに見ていただければと思います。中には建築年月日を書いてございます。そういう形で棟番号、例えば では昭和 49 年ですが、松ヶ枝中学校の棟番号 では昭和 31 年、そういうふうになってございますので、そのように見ていただきたいと思います。

高橋委員

わかりました。

それで、考え方として、古い建物は改築するというのはわかりましたけれども、今の財政状況でいくと、当然耐震の補強が早くて、改築はいつになるかわからないというふうになりますね。では、耐震化優先度は1番だけでも、いつになるかわからないというこの逆転現象があるわけですけれども、こういうのをどういうふうに保護者とか地域の方に説明をするのかと思うのですけれども、いかがですか。

教育部長

これは従前から一つの基本的な考え方として、やはり学校の適正配置の部分とこの耐震化という部分とは基本的に全然別に進めるということにはならないというふうに思っております。ですから、前段の報告で申し上げましたとおり、あえて現在あるいは将来にわたっても一定規模を確保している学校を対象にしているというのも、そこに一つの原因はあります。

それから、優先度ランクの学校、例えらともう既に築40年ほど経過している学校というのは当然改築ということになるわけです。御承知のとおり一度改築すれば、学校施設ですから約50年は使わなければならないわけで、この部分は私どもは全然矛盾がないというふうには考えておりませんけれども、やはり改築という部分からすると、適正配置との関係というのは考えていかなければならないだろうという、ある意味そういう判断をしたということでもあります。

高橋委員

先ほどの耐震診断費用約400万円と言っていましたけれども、これは補助の対象ではなくて、あくまでも自費でやりなさいということで確認していいのでしょうか。

(教育)総務管理課長

まず、第2次診断、耐震診断をやるとすれば、まず基本的には各自自治体で持ち出しをしてやらなければなりません。ただ、それが例えば今年度耐震診断をやって、来年度か再来年度に耐震補強工事を要する補助対象の事業であれば、その補助対象の中で耐震診断費用を見てくれるということでございます。ただ、例えば前段での5校の耐震診断をやるということにつきましては、当面各自自治体で負担していかなければならない。その後の耐震補強につながっていくことによって、その部分は見ていただけるということではございますけれども、現段階では各自自治体で負担しなければならないということです。

高橋委員

そうすると、可能であれば5校ではなくて10校でもいいということになりますね。後で補てんしてくれるような意味合いだと、5校でなくてもいいかというふうに単純に私は思ったのですけれども、この5校にした意味を教えてください。

教育部川田次長

先ほどちょっと説明を申し上げましたけれども、まずこの耐震診断を行って、Is値が0.3未満の学校施設について、かさ上げ措置の制度を活用できるということでございます。耐震診断をやってそれがすべての棟で0.3以上であれば持ち出しになるのでしょうかけれども、ただ耐震診断をやってみないと、その数値というのはわかりません。そして、私どもも優先度ランクというのを選んだのですけれども、なるべくそのIs値が0.3に近づくというのは、この優先度の高いほうの及びだと思っていますので、そういう学校を選んだということでございます。それと先ほどから申し上げていますように適正配置との関係ともあわせて判断しております。

高橋委員

そうすると、今回は優先度ランクの に絞って5校にしたというらえ方でいいのですか。わかりました。

それから、先ほど今後の予定で御答弁されていましたが、平成22年度には施工したいというお話でした。

それで、それ以降については、今のところ延長されるかどうかわかりませんので、それ以降はどういうふうを考えていますか。

教育部川田次長

当面それ以降というのは、我々もまだ検討してございません。当面その5校が22年度の補助対象ということで考えてございますが、ちょっとそれ以降については国のほうがどういう形になるのかということも含めまして、現状をもう少し見ていきたいというふうに思っています。今はそれ以降は考えておりません。

教育部長

繰り返しになりますが、あくまでもこのかさ上げ措置の適用ということを前提として、今回、耐震診断を進めていきたいと教育委員会は考えております。平成22年度以降ということになりますと、先ほど次長からも申し上げていますが、一方でやはり適正配置計画の議論というのは当然進めていくわけですから、そこの兼ね合いも含めての検討というか、判断になるだろうというふうに思っています。

高橋委員

退職手当債について

財政再建推進プランの実施計画取組事項で先ほども御質問がありましたけれども、私のほうでは2ページ目の退職手当債の導入ということで、若干その確認をさせていただきたいと思います。それで、平成18年度、19年度ということで、この金額が出ておりますけれども、ちょっと進めてこれ以降の予定を教えてくださいたいと思います。

(財政)中田主幹

平成20年度以降の予定でございますけれども、財政再建推進プランを立てたときに財政健全化計画をつくっておりますけれども、その中で退職手当債の借入れを見込んでございます。まず、20年度が6億4,600万円、21年度が8億7,800万円、22年度が8億4,800万円、23年度が5億9,800万円、24年度が6億6,300万円、20年度から24年度を足しますと36億3,300万円となります。

高橋委員

これは償還期間というのはどのぐらいなのですか。

(財政)中田主幹

退職手当債につきましては、借入期間10年という形で大体シミュレーションしており、それで、そのうち最初の3年を利息だけの支払で元金の支払を据え置くという形です。

高橋委員

当然シミュレーションをしていると思うのですが、毎年度、借入をしていくわけですから、償還金がどんどん増えてくるというふうになってくると思います。このピークは恐らくここ数年かと思うのですが、償還で言うと恐らく5年後か6年後以降がどんどん重なってくると思うのですが、その辺のシミュレーションというのは、この収支計画以降の話になりますけれども、それはやっておられますか。

(財政)中田主幹

財政健全化計画では平成24年度まで示してございますけれども、今、申し上げました退職手当債の借入れに伴う24年度までの元金と利息の支払は、この計画の公債費のほうで支払を計上してございます。

それで、25年度以降も結局かなりの償還が出てまいりますけれども、一応それは計画外ということで、数値はちょっと今は申せませんが、大体ピークが28年度ぐらいに積み重なって、単年度で元金だけの支払で7億円ぐらいの償還をしなければならない形になるかというふうに想定しています。

高橋委員

職員課長にお聞きしますけれども、今後の退職者の人数というのは40人、50人という推移をしていくかと思うのですが、これから先どのぐらいまで二桁後半の退職者の人数というのがずっと続くのかというのはわかり

ますか。

(総務)職員課長

大ざっぱですけれども、今後 10 年間ぐらいで約 600 名程度がやめるというような見込みになっております。

高橋委員

財政部にお願いしたいのは、この退職手当債、単年度であれば 6 億円、8 億円、これも大きい金額なのですが、積み重なっていくとかなりの額になろうかというふうに思います。それで、できればここ 10 年ぐらいのスパンで、一度概要でもいいのですけれども、シミュレーションをしておいてもらえないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(財政)中田主幹

そういう形での資料を後で提出させていただきます。今後の退職手当債の支払につきましては、借入れの利息ととも一応ある程度の条件で設定したものでお知らせしたいと思っております。

高橋委員

よろしくをお願いします。

小中学校の施設活用について

次に、4 ページ、施設関係の活用についてですが、小中学校の施設カルテを作成したということで、実は先々月現物を確認させてもらいました。かなり分厚いファイルできちんと作成されているというのもあると思います。お聞きしたいのはこれをどのように使っていくかということなのですが、これについてはどのように考えていますか。

(教育)総務管理課長

今後の活用方法でございますけれども、当面は今後の維持補修というふうなものがどうしても出てきますので、そういった部分で当然改修工事等をする場合に、予算要求を含めて、どこから手をつけていくかという、一つの参考資料として活用していきたいと思っております。

高橋委員

遊休資産売却の今後の計画について

それから次に、遊休資産の活用ということですが、この内容については書いてありますからわかりました。これ以降について予定があれば教えていただいてもいいですか。

(財政)契約管財課長

遊休資産売却の今後の計画ということでございますけれども、ここ数年、遊休資産の売却を進めてまいりまして、今年度に関しては、旧商工会館敷地につきまして、今、売却を進めている最中でございます。

高橋委員

交付税減額について

財政のほうにお聞きしますが、予算及び基本構想特別委員会でも論議したと思うのですが、交付税が減らされたということで、予算に対し 2 億円強の収入が見込めないということになりました。もう半年が過ぎたわけで、今後の半年について、これの穴埋めなどについてどういうふうに考えているのか教えていただきたいと思っております。

財政部長

先日、交付税が確定いたしましたところ、2 億円強の予算割れをいたしました。その結果、20 年度で予定しております歳入の確保、それから資産の売却。半年を経過いたしまして今まだ残り半年残っておりますので、今この段階でその資料を提出するということにはなりませんけれども、前半の年度で執行が終わった部分については予算を残していただいて余った部分をどうするか、これからの執行については可能な限り経費の節減をお願いしたいのとあわせて中で、普通交付税の減額になったところをカバーしたいというふうに思っております。

高橋委員

部長に見通しをお聞きしたいのですが、具体的にこの 2 億円という数字がどこまで埋められるのかというのは率直にどのように考えていらっしゃいますか。

財政部長

昨年度の例で申し上げますと、やはり交付税が 3 億 3,000 万円ほど減り、市税が落ち込むという中にあって、最終的には除雪費の追加分を合わせても 1 億円を若干超えるぐらいの単年度赤字で済んだわけでございます。昨年度の場合は、やはり市税の見込みが今年度よりも大変大きかった、それも踏まえて健全化計画を直したのですけれども、そういうことから言いますと、今後、各部の協力が得られれば、この赤字についてはクリアすることができるのではないかと思います。

高橋委員

わかりました。

総合博物館、美術館、文学館について

次に、一般質問で総合博物館、美術館、文学館ということで 3 館の内容をお聞きしました。それぞれの館でお聞きしたいと思いますので、平成 20 年度の 4 月からの入場者数と、それから前年度との比較をお願いします。

(教育) 総合博物館副館長

平成 20 年度の総合博物館の入館者につきましてお知らせいたします。20 年度の本館の入館者が 5 万 9,418 人、分館が 1 万 2,813 人で、合わせまして総入館者数が 7 万 2,231 人です。昨年度ですが、本館のほうで 3 万 6,593 人、分館が 1 万 9,795 人、総入館者数としまして 5 万 6,388 人です。比較いたしますと、8 月までで 1 万 5,900 人のプラスということになります。

(教育) 文学館副館長

文学館ですけれども、本年度の 8 月末までの入館者が 5,841 人、昨年度の同期が 4,101 人でございますので、1,740 人の増になっております。

(教育) 美術館副館長

美術館の平成 20 年度の 8 月末の数字でございます。20 年度は 7,121 人、それに比ばまして 19 年度は 7,843 人でございますので、単純比較いたしますと 722 人の減でございます。

高橋委員

文学館は増えているということで、大変喜ばしいと思います。美術館が減っているのですね。総合博物館についてはいろいろ企画展を考えられてかなり人も入っているということで、私も見に行きましたけれども、非常に評価をしております。各施設ごとに今年度の企画展の内容と特徴、それから今後の予定を含めて教えていただきたいと思っております。

(教育) 総合博物館主幹

今年度の特別展でございますが、まず 4 月に「花の山 塩谷丸山の自然展」という展示を行いました。これはボランティアで塩谷丸山の調査をされているグループとの共催で、春に咲く花を中心に塩谷丸山の自然、身近な山ですけれども、なかなか訪れる方があまり多くない山なのですけれども、それが花の宝庫であり、自然の宝庫であるということを紹介する展示がございました。

そして、4 月の末から 8 月 20 日まで、「屋気楼の神秘を探る」という展示を行いました。これは日本財団の支援を受けて行いました。これは小樽の特有の気象現象でありますしん気楼、江戸時代には「高島おばけ」という名前でも知られていましたが、小樽湾でよく見られるしん気楼を紹介する展示でございます。これは総合博物館の誕生ということで科学的な部分を中心になるのですが、それに歴史的な部分を付加いたしまして、両方の面からしん気楼を見ていただく、体験していただくということを中心に行いました。

現在、8月の末から行っておりますのが「ピリカ・モシリ 現代に生きるアイヌ工芸」ということで、現在、道内・道外で活躍されているアイヌ工芸作家の作品を120点ほど集めまして展示をしております。この数だけではなくて、その一つ一つの作品がいわゆる優品、すぐれた作品を集めております。委員にもおいでいただいて見ていただいておりますけれども、さまざまな体験講座も含めて実施をしているところでございます。

年末から年始、それから3月いっぱいまで行いますのが、収蔵資料を展示します「お菓子の型史」という仮題がっておりますが、お菓子の型、木型を中心とした展示会を考えております。

(教育)文学館副館長

文学館の今年度の企画展、特別展ですけれども、4月には「小林金三画展・小樽 街と家並み」。これは北海道新聞の小樽支社社長を1970年代の半ばに務められた小林金三さんが、その時期の小樽の家並みを非常に独特のタッチで描いておまして、それに御本人が書かれた文章を添えたもの、その展示会を行いました。これは御本人から100点の作品の寄贈があったことをそのきっかけに行ったものです。

それに続きまして、「榎本武揚と歴史小説」。これは榎本武揚没後100年ということで、それで没後100年記念事業が行われたわけですけれども、その実行委員会と協力をして、文学館の中で展示会を行いました。

「小樽俳句協会創立40周年展」を7月、8月に行っております。

それに続きまして、「ふるさとの話をしよう」という、これは参加型の展示会なのでございますけれども、それを今、開催中です。

今後なのでございますけれども、高山美香さんというイラストレーターなのでございますけれども、大変ユニークな人形作家がおられまして、この方がつくった小樽の作家を含んだ文学作家、それから世界の偉人、大変ユニークな視点でつくられたものなのでございますけれども、七十四、五体、今回一挙に展示をするということであります。「詩人・木ノ内洋二展」、それから「佐々木丸美展」なんていうのも今、計画しているところです。切れ目なく企画展をやっていきいたいというふうに思っています。

(教育)美術館副館長

美術館のほうでは平成20年度、特別展という表現で、1階の中村善策記念ホールの開設20周年という節目の年であることから、特別展1としまして「中村善策の全貌展」、そして特別展2といたしまして、中村善策画伯の一番弟子でありました伊藤正さんという方がおられて、「写実の求道者 伊藤正展」を開催して、この9月23日に成功裏に終わっております。

主な内容でございますけれども、特別展1につきましてはミュージアムコンサート、それから市内の中学校1年生3クラスを対象として初めての試みでございますが、中村善策の写生地めぐりということで、実際に中村善策画伯が描いた写生地のところに生徒が行って、生徒が感じたスケッチをして、それを実際美術館に飾ってあります本人の絵と対比するという美術学習を行いました。さらには、学校の文化祭で中村善策画伯と関係のある方からのインタビューを通して壁新聞等を文化祭で発表するという、そういう一連の中学生を巻き込んでの一つの授業、総合学習を行いました。

特別展2のほうでございますけれども、こちらのほうにおきまして「伊藤正の画業と戦後北海道の画壇」ということで講演会を行いました。さらに先ほど申し上げましたミュージアムコンサート、ピアニストの中川和子さんを迎えての演奏会を行いましたところ、予想をはるかに上回る110人もの観客の方が見えられまして、口々に大変よかったと、もう一回やってほしいというような御意見が多数ございましたので、急ぎよこの9月13日にミュージアムコンサートパート2としまして、中川さんを迎えて2回目を行っております。

それから、これからの予定でございますが、一応特別展が二つ終わりましたので、10月の末から来年の1月中旬にかけて企画展としまして、「小樽風景・個性の響き」というタイトルで小樽に関係ある方9人の絵画展を行いました。さらにこの「小樽風景・個性の響き」が終わった後は、企画展の2番目といたしまして、1月の中旬か

ら 5 月の中旬までもう一つの企画展を考えております。

高橋委員

まず、総合博物館のほうに 2 点質問したいと思います。

1 点は、以前小樽の歴史がわかるようなもの、小樽がわかるようなものをぜひ考えてほしいということで要望をしておりました。この企画の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、野外展示の方法について、以降いろいろ検討されておるとおもいますが、その考え方についてお聞きしたいと思います。その 2 点お願いします。

(教育) 総合博物館主幹

まず最初の、小樽の歴史がわかるような展示をということで御要望があったことについてですが、これにつきましては本館のほうで行います企画展示の中で、小樽にかかわるものを何本か絡める形で進めていこうと考えております。

今年度に関しましては、先ほど説明をしました冬の展示「お菓子の型史」というところでは、小樽のお菓子屋さんからいろいろ資料をいただいております。既にお店を閉められたところからもいただいておりますし、営業中のところからも資料をいただいておりますので、それで明治の初めから小樽で数多くありましたお菓子屋さんの歴史をたどりながら、そういったものを展示していこうと考えております。

それから、文学館のほうでは小樽の歴史を常設に入れておりますので、そういったものを紹介するような講座も今後組んでいきたいというふうに考えております。

それから、野外展示の工夫をということで、これも昨年度御要望をいただいたところなのですが、これにつきましてはただいま車両の中に一つずつパネルを、その車両が走っていたころの写真とそれに関する簡単な説明をつけたものを出そうということで、今、原稿を準備しているところでございます。これも、現在はどこでつくって長さが何メートルで重さが何トンでというような展示はあるのですが、どこで活躍したのかとか、いつごろ活躍したのかというようなことがちょっと見えづらい部分も確かにございましたので、それを出すことでやっていこうというふうに考えております。

高橋委員

いずれにしても、なかなかすばらしい企画展だったと思います。まだ続いているのですけれども、私も年間パスポートを購入して、できるだけ足を運びたいというふうに思っております。

文学館、美術館のほうですけれども、これも伊藤正展、見させていただきました。すごくいい絵がたくさんあると感じました。気になる点は二つあるのですけれども、1 点は、きちんとコーナーになっているミュージアムショップがないということで、これは一緒に行きました友人がなぜないのかということで非常に残念がっていました。これが 1 点です。

それから、今後のハード的な考え方なのですが、あの建物にずっと美術館、文学館を設置するのであれば、あの 1 階の美術館はどうもやはりいただけない。あまりにも狭すぎる。これは異口同音に言われていますし、皆さん方も感じているところだと思います。将来にわたってのあの美術館の建物の考え方、いろいろ協議されていると思うのですが、どのようにこれから考えていくのか、この 2 点についてお願いしたいと思います。

教育部中村次長

文学館、美術館のミュージアムショップと、それから今後のハードのことでございますけれども、現在の分庁舎の建物、庁舎管理者は市長部局にありまして生活環境部と混在している状態、そして建物もかなり老朽化してきていて、従前からほかの場所にとか別の建物にとかというお話がありましたけれども、現時点の私どもの考え方としては、あの分庁舎を美術館と文学館の専用の建物にさせていただきたい。要するに教育委員会の庁舎管理にしたいということが一つございます。それから、もう一つは 1 階の部分のお話がありましたけれども、市民ギャラリーを含

めて、一般の方々が集まってこられるエリアを 1 階に集めることができないか、その検討を現在進めてございます。

2 階、3 階をいわゆる有料ゾーン、現在、文学館それから美術館の展示室がありますけれども、そして市民ギャラリーが 3 階にあるわけですけれども、その部分を有料の文学館、美術館のスペースにして、1 階については文学館、美術館というよりも、そういう芸術に関する方々、あるいは現時点では雪あかりの路のボランティアの方々が冬場にはお集まりいただいているのですけれども、そういう不特定多数の方々が集まりいただけるようなところが、前庭といいますか、現在駐車場になっているところにできないかどうか。これを財源がない中でやる話ですから手品みたいな話なのですけれども、現時点でまだその種を明かすことはできないのですけれども、その財源と、当然これは寄附もありますし、あるいはその他のいわゆる 10 分の 10 の補助金を当てにしているわけですけれども、そのあたりがもう少し具体化しましたところで話を申し上げたいと思っております。

基本的にはあの場所というのは、今、版画家の一原有徳先生の作品ですとか、あるいはアトリエの物品も今、寄贈を受けておりますので、一原有徳先生があそこで実際ににお勤めだったということもあって、そんな関係からもあの場所のロケーションを十分に生かして、旧手宮線の園地との関係もございまして、その辺をうまく使ったエリアとしてやっていきたいと思っています。

それから、ミュージアムショップについてですけれども、それは今の平面的な話の中で、耐震まではいけないと思いますけれども、例えば 1 階の今の模様替えをしていく中で進めていきたいと思っています。

高橋委員

何か次長が予告みたいな形で、じらされている中身を聞きたいのですけれども、あまり大きく期待はしていないのですけれども、せっかくの財産なので私はもったいないと思うのです。まして 1 階、本当は奥まで館であればかなり有効スペースもあると思うのですけれども、その辺はぜひ市長部局とも協議をしていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、3 館とも今後とも企画展中心に頑張っていたきたいというふうに思います。

統廃合に関する地域懇談会について

最後に、教育委員会に 1 点だけ質問したいと思います。

先月、各中学校を中心とした適正配置の説明会、懇談会等があったと思うのですけれども、私も 1 か所だけですが参加させていただきました。非常に参加人数が少ないということを感じました。私が思うには、やはり具体的な学校名とか、ある程度絞った内容の話が聞けるのであれば、もっと集まったのではないかとこのように率直に思いました。要するに総論だけを前提とした懇談会、説明会というものを、前にも議論しましたが、望んでいるところはそこではないのではないかとこのように感じます。

ですから、今回の懇談会、説明会に当たって、その結果の率直な感想と、それから私が今述べた考え方について、教育委員会としては今後それをどのようにスケジュール的にも含めて考えていこうとしているのか、その点をお聞きしたいと思います。

(教育) 山村主幹

学校適性配置等調査特別委員会で詳しく報告をさせていただき予定でありますけれども、地域懇談会の部分で申しますと、総じて、今、委員から御指摘がありましたように参加者数が少なかったということがございます。私どもとしては小中学校あるいは幼稚園、保育所の全家庭に案内を配布して周知などに努めたつもりではございましたけれども、結果として少なかった。これは今後、地域での話し合いを何度も行う機会が多くなると思いますので、その部分については日程、会場などについてより工夫をして、多くの参加が得られるようにしていきたいと思っています。

そういう中で懇談会では限られた人数ではございますけれども、活発な意見交換ができたというふうには思っています。いろいろな形で意見あるいは質問、要望などが出されまして、その中で一番多かったのがやはり今後の進

め方、スケジュールなどの具体性についてという部分でございました。これから地域とそういういろいろなお話をしをするときに、より具体的なお話ができるような準備をしていきたいと思っておりますけれども、ただ現在の段階では、これからそれぞれの地区ごとの協議に入っていき前段で、具体的に例えば端的に言って学校名とか、そういうものを掲げて今回懇談会を行ったわけではございませんので、参加していただいた方とのギャップというものがあつたと思っておりますけれども、現在の段階では、まず教育委員会の計画策定に当たつての考え方、一つは望ましい学校像、それから一つは先ほどもちょっとお話にありました学校施設の問題、そして三つ目に地区ごとにより詰めた検討・協議を行いましようと思つて、そういう観点で今回の懇談会に入つていったということなものですから、これからは次のステップに入りますので、今、委員がお話しになつた部分は十分踏まえて、地域の皆さんと話し合いをしていきたいというふうに思つております。

高橋委員

やはり活発な意見と言いますが、少ないところなら本当に早く終わつてしまつたところもあつたと思つております。私は北山中学校の会場に参加したのですが、そこでは結構意見が出ておりました。今、おっしゃつたギャップなのですが、もう少し具体的な話が聞けると思つて来た人が私の周りにはたくさんいました。ですから、それを考えると、どうもずれがあるのではないかと私は思つておりました。

それで、次にもしやる時には、ある程度絞つたそういう案といひますが、それとスケジュールがわかるようなものでなければ、同じような感じで結局はただやつただけという結果で、実があまり実らないような内容になるのではないかと思つております。

ですから、そういう点も含めて次の段階ではもう少し具体的に、なおかつ皆さんが焦点を絞つて議論できるようなやり方をぜひやっていただきたいというふうに思つておりますけれども、いかがでしょうか。

(教育)山村主幹

現在、教育委員会では平成 20 年度内を目途に計画案の策定作業を行つております。そういう中では、これからの全市的な小学校、中学校で、その学校の姿といったものをその計画案の中に盛り込んでいきたいと思つております。その学校の姿といつても、具体的などころまではまだならないのですが、その基本的な考え方、基準みたいなものを計画案の中に位置付け、それが地区ごとにどういう適用になるか、どういうような形になるかという議論の糸口になるような形での計画案というふうに考えております。

高橋委員

繰り返しになるかもしれませんが、やはり今日の答弁を聞いてみると、私の思つている絵姿と教育委員会の考えられている、こっちに伝わってくるそういう構図というのが合致しないというふうに思つております。ですから、市民の方というか地域の方、それから保護者の思いは、私が思つている側の絵姿に近いというふうに思つております。そういうふうに理解してほしいと思つておりますけれども、そういうことを考えると、段階を踏んでいくというのはわかりませんが、その度合いというかスピード感というか、それがもっとなれば私はまずいのではないかと思つております。

ですから、そういう意味ではできるだけ前倒しできるものは前倒しをする、若しくは絞れるものは絞るといふことでぜひ進めていただきたいというふうに要望して終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

佐々木委員

最初に、報告事項の中から、一つは財政再建プランの進ちょく状況についての問題と、それから学校規模・配置の適正化に関わる地域懇談会ということで、重複しているところもたくさんありますので、質問を絞つていきたい

と思います。

財政再建推進プランの進ちょく状況について

財政再建プランのところについてですけれども、1点確認をさせていただきます。全体で立てた計画は64項目。その中で実施したもの及び継続実施しているものというのが、この丸のついたところですね。それでいくと、丸のつかないところ、部分的に米印になっているところを数えますと七つあるというふうに押さえていますけれども、先ほどの実施しているものについては57というふうに押さえます。ですから、64項目のうちの57項目が実施済みのもの。7項目がまだ実施していないものと、こういうような押さえでよろしいですか。

(財政)中田主幹

委員のおっしゃるとおりです。

佐々木委員

課題になっている部分は継続しているというふうに思いますけれども、4ページ目のところで特に減免制度の見直しのところで、入湯税課税免除の見直しの3年目のところについてなのですけれども、準備中及び検討中となっておりますが、この内容についてお話しください。

税務長

入湯税の進ちょく状況についてであります。昨年6月に特に懸案となっております日帰り施設の入湯税の課税免除などについて話をさせていただきました。さらに、前から懸案となって継続中ですので、今後も話をさせていただきたいというふうなことをお願いしましたし、また例えば来庁される際などには打診をしておりますけれども、景気の後退などによって利用客が減っている、また石油製品の高騰が続く中で、経営面が極めて苦しい状況にあるということで、課税免除制度において日帰りの温泉利用客に負担させるということは、現状ではさらに厳しい状況になっているということも言われておりますので、今、正式な話し合いを行ったところで、また平行線をたどるような状況になると考えておりますので、我々としては今後とも粘り強く温泉施設側とは話し合いを継続してまいりたいと考えております。

佐々木委員

ちなみに積算してどのぐらいのものなのですか。

税務長

一番最初の入湯税の提示は日帰り100円をお願いしました。その後に最終的には一応来られたお客さまには50円を課税させていただきたいということも、最後に提案させていただきました。その当時ですと、大体日帰りの入湯客といえますか、施設を利用している、非課税という範囲になるのですが、修学旅行の方も含めると大体100万人になります。課税免除の方が大体80万人ぐらいおりますので、単純に50円を掛けさせていただきますと、約4,000万円の効果になるかと考えております。

佐々木委員

表の上のただし書についてですが、例えば5ページの、その他の1.人材の育成と多様な人材の確保のところ、人材育成等の充実については米印から丸になった。それから、その次の2.公正の確保と透明性の向上の部分では、市民意見の聴取制度については既に平成20年4月からパブリックコメントの制度を導入しているけれども、これは米印がついたままになっています。ですから、ただし書から考えていけば、今は検討中であるし、継続実施しているけれども、一部実施しているという枠に入るのではないかと感じたものですから、そこのとらえ方について説明をお願いしたいことと、それから3.のコンビニ納付の検討について言えば、そこにわざわざ料金の内容が書いてありますけれども、まだ米印になっているという考え方について説明をお願いします。

(財政)中田主幹

その取組状況の欄の丸と米印の意味合いですけれども、あくまでも平成19年度で実施した又は継続実施中のもの

を丸ということでつけさせていただいています。

それから、今の市民意見の聴取制度の整備につきましては、本年 4 月からパブリックコメント制度を導入いたしましたけれども、それは 20 年度分について、来年度は丸という形で報告させていただくこととなります。コンビニ納付の検討のところに、括弧書きで水道・下水道料金については実施済みということで、これは参考までに書かせていただいていますけれども、この財政再建推進プラン実施計画にのっているのは、この水道・下水道だけではなくて、一般会計の市税なり税外収入部分でコンビニ納付の検討をしていこうということについておりますので、これはまだ実施に至っていませんので、準備中ということで米印をつけさせていただきました。

佐々木委員

耐震化優先度調査について

学校耐震化の問題です。

学校耐震化のところですと先ほどから話を聞いていると、従来から課題になってはいますが、私の言いたいことは説明解説書が必要ではないかということです。

それで、まず耐震化優先度調査というのがフロー図にあります。この最初の耐震化優先度調査、この内容を確認させてください。

それから、市内には小学校が 27 校、中学校が 14 校あります。その優先度調査をすることになった経過についても教えてください。

(教育)総務管理課長

耐震化優先度調査につきましては、これはいわゆる現在の新耐震基準というものが昭和 56 年に変更されていますので、以前の建物については当然今の耐震基準ではなくて、それ以前の基準でつくられておりますので、今後の地震などの対応について、やはり新耐震基準の中でどうなのかという部分がございます。私どものほうでは基本的には 56 年以前の建物をピックアップして、校舎はほとんど鉄筋コンクリートの部分で屋内体育館は鉄骨のところもあるのですが、いわゆる文部科学省で言う耐震化優先度調査を要する対象となる校舎や屋内体育館がここにも書いてあるようにこれだけございますので、そうするとそれに基づいて、どれから耐震診断あるいは耐震化を進めていくかという前提で、その優先順位をどれからつけるかということで、平成 16 年度と 17 年度にその文部科学省のマニュアルに基づいて優先度調査を実施して、18 年に総務常任委員会でこういった優先順位の表を提示し、報告をさせていただいたというところでございます。

佐々木委員

優先度調査というのは、大体コンクリートコアをとってやりますが、これにかかる費用を確認したいのですけれども、この調査、作業については外部に委託したのですか。

(教育)総務管理課長

コンクリートコアにつきましては、自前ではできませんので、外部業者に委託をして、コアを抜いて、それでコンクリートの強度をはかる測定、そういうものを含めて外部委託して調査をしてございます。

佐々木委員

費用は。

(教育)総務管理課長

費用につきましては、ちょっと今、資料を持ってきていないのですけれども、たしか平成 16 年度、17 年度でそれぞれ 500 万円か 600 万円ぐらい要したと思います。

佐々木委員

そういうことで耐震化優先度調査をした経過からもしかり、実態としては、それはあくまでも耐震化優先度調査であって、いわゆる課題となっている部分についての診断値というのははかっていない。しかし、小樽の場合はこ

の耐震化優先度調査それ自体が意外と早くやっていたというふうに評価をしているところです。

いずれ耐震診断、それから耐力度調査をしなければならないという状況にあって、それでちょっとこのフロー図を見ると、先ほど菊地委員からもお話が出ましたけれども、手順とすれば調査をし、この耐震化整備計画を立てるに当たって二つの流れができてくる、こういうことだったけれども、先ほどの話ですとこの流れを一部修正しましたね。耐震化整備計画の前の段階に、耐震診断、それから耐力度調査が入るというふうに流れが変わっているのではないかと思うのです。それ以降のことについては、今度は耐震化整備計画をつくるわけですから、つくった上で、今言ったように該当する学校とそうでない学校との関係も含めて一定の整理をして、新たなフロー図をつくってもらったらわかるのではないのかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

教育部川田次長

今、課長のほうから答弁をしましたがけれども、この優先度調査というのは文部科学省の学校施設の耐震化整備診断がございまして、それに基づいて平成 16 年 4 月に行われたわけです。そのときにまず優先度調査をやっているというのは、小樽はかなり早い時期からやっています、その際こういったフローを示しました。そのときは、先ほど部長も答弁をしましたがけれども、適正配置と整合性を持ってそれを行いたいのだという形で行ってございました。ただ今回、地震特措法の関係で国の補助率がかさ上げになるということもあって、一つの枠組みを若干今回変えさせていただいて、先に耐震診断を行って、それから整備計画という形にしていくということにしておりますので、その時点でそういった耐震診断が終わって道なり、そういうところから補助を受ける、そういった計画を立てなければなりませんので、再度示すことができるというふうには思っております。

佐々木委員

そういうことで最初のフロー図が、進めるに当たって少しずつ変わってきているわけですから、それも含めて解説書的な内容をお聞きして、変更フロー図をつくっていただければというふうに思います。

総合型地域スポーツクラブの進ちょく状況について

次は、いわゆる生涯スポーツ、総合型地域スポーツクラブのことについて伺います。

ここ最近では「スポーツが変われば日本も変わる」という、大きな表題を飾っているのを見ます。それからスポーツというのは、今年はオリンピックがありましたけれども、経済効果もいろいろ出てきます。「スポーツが変われば日本は変わる、スポーツが変われば地域も変わる」これは、生涯スポーツの観点で、いつでもどこでもだれでも気軽にスポーツを楽しむことができるという大きな表題だったというふうに思います。

その具体編として総合型地域スポーツクラブというのができましたけれども、これは平成 16 年以前でありますけれども、私のほうでも質問させていただきました。そういう取組の内容についても検討中ということだったのですが、具体的になって、この総合型地域スポーツクラブはまず目的というか内容は、そのコミュニティエリアのスポーツ環境を大きく改善するための施策であるというふうに押さえています。そのこととあわせて小樽では、その具体編に向けて取組をしたというふうになっています。その目標ですけれども、実施計画の目標ということで、平成 21 年までの目標を大きく立てていくと、こういう流れにあるという資料ももらっています。その中身とすれば、まず目標とするのはマスタープランの作成、それから、準備委員会の設立、そして、総合型地域スポーツクラブの設立が大きな目標であると、こういうふうに押さえていますけれども、その事業内容について具体的にお示ください。

(教育) 浅野主幹

総合型地域スポーツクラブの進ちょく状況についてのお尋ねですけれども、総合型地域スポーツクラブにつきましては平成 17 年度から計画を進めております。それで、今御質問にありましたマスタープランの作成、それから準備委員会の設立ということですが、まずマスタープランにつきましては、これは内部で検討をいたしまして、それで新たに計画をつくるのではなく、21 世紀プランに既に包含されているということで、マスタープランについ

てはそういう解釈で作成しておりません。

それで、設立準備委員会につきましては、これは今年度になりまして、日本体育協会から 5 月にクラブの指定を受け、それから同じ 5 月に設立準備委員会を立ち上げております。それで、この設立準備委員会を立ち上げてから 2 年間で準備期間ということで、その 2 年間に設立に向けていろいろな事業を展開していくということになります。

佐々木委員

それで、目標は実際に平成 22 年度に設立するということですが、現在における準備会の内容について、具体的にお教えください。

(教育) 浅野主幹

設立準備会の内容ですけれども、設立準備会は委員 18 名で構成されており、こちらは地元の P T A とか、そういうスポーツ関係団体、あとは学校の校長、教頭、体育指導委員とか体育協会、スポーツ少年団のほか行政側で 3 名入っており、今後の事業の展開についていろいろ協議するということになっております。

佐々木委員

事業については、どのような内容ですか。

(教育) 浅野主幹

それで、実際にクラブでやっております事業の内容ですけれども、主にニュースポーツを中心とした教室を開催しております。既にペタンク教室、ビーチバレー、それとバドミントン、水泳教室などを実施しております。

佐々木委員

まだ途中の段階ですから、そういう状態であるということですが、今の御答弁の中で特にニュースポーツの話がありました。このニュースポーツに限らず、昨年話を聞いたときは、かんじきドッジボールは小樽が発祥という形になるだろうということでしたが、雪の関係等があってこれはとんざしたというわけですが、他都市では結構、地域に合ったニュースポーツの取組をしています。それで、今の段階ですけれども、小樽らしいニュースポーツとなり得るものはありますか。

(教育) 浅野主幹

小樽で今、実際に取り組んでいるニュースポーツということですが、フロアカーリング、それからスナックゴルフ、それと先ほど言いましたペタンク、ビーチバレー、それから市の教室で実施しておりますスポンジテニス、それからニュースポーツとしてはかなりもう古くなりましたけれども、ミニバレーとソフトバレー、それからグラウンドゴルフなどがあります。

佐々木委員

いろいろな都市でニュースポーツに取り組まれているけれども、これは小樽のニュースポーツだというような素地と申しますか、これは何かありますか。

(「ないですね」と呼ぶ者あり)

わかりました。ミニバレーやパークゴルフだとかいろいろなもの、これはもう他都市もやっているわけですから、その素地の部分で言えば、ありますか。

(教育) 浅野主幹

小樽で特にこの種目ということで力を入れてやっているというわけではなくて、幅広く多くの種目を取り入れて周知するように努めております。

佐々木委員

今はないということで、残念ですけれども、これは先ほど言ったスポーツが変われば地域が変わるということですから、やはり目玉になるようなスポーツを発掘して、それを地域でやっということに目標を置いて、この問題についてはさらに論議したいというふうに思います。

社会教育施設の現状と課題について

社会教育施設の現状と課題ということを前出ししておりましたけれども、高橋委員のほうから、もう既に総合博物館、文学館、美術館のことは聞いておりましたから、それを含めての部分になるのですけれども、まず、市立図書館、生涯学習プラザ、それから総合体育館、これの現状とそれぞれの抱えている施設の課題ということについて報告をお願いします。

(教育) 図書館長

まず、図書館の利用状況でございますけれども、二つ指数がございまして、貸出し人数、貸出し冊数がございます。平成 19 年度の貸出し人数は 14 万 67 人ということで、前年度に比へまして 1.7 パーセント増加しております。それから、貸出し冊数につきましては 42 万 8,711 冊ということで、前年度に比へまして 2.9 パーセント増加しております。16 年度から図書館業務の電算化を開始しておりますけれども、電算化以降おおむね順調に利用は伸びているものと考えております。

それから、今後の課題ということですが、さらに利用を増加するために何点か考えております。まず一つ目は、図書館の活動や事業につきまして市民に対して PR を推進してまいります。既に一般向けの図書館だよりや児童向けの「きっずおたる」を毎月発行しておりますし、今年の 7 月から図書館のホームページを更新しまして、より詳細に図書館の情報を発信する体制ができましたので、そういった広報活動に力を入れていきたいと考えております。

それから、図書館は幼児から高齢者の方まで幅広い世代に日常的に利用いただいておりますので、より多くの方に図書館への関心を持っていただくために、各世代を対象とした事業を今後も続けていきたいと考えております。

最後になりますけれども、最近、特に小樽の昔あるいは小樽の歴史についての質問が多く図書館に寄せられておりますので、小樽に関する資料を少しでも多く収集して整理してまいります。また、職場内の研修を実施しまして、そういった郷土の質問に答え得るレベル能力、我々はレファレンスと言っておりますけれども、そういったレファレンスの能力を高めていきたいと考えております。

(教育) 生涯学習課長

生涯学習プラザの利用状況について報告します。まず、利用された人数なのですが、総数で平成 19 年度は 6 万 165 人。その内訳ですが、学習室が 3 万 8,181 人、ふれあいホールが 1 万 7,301 人、和室が 4,683 人となっております。

課題ということになりますが、総数につきましては前年度に比べて 3,525 人の減となっております。その内訳の中で学習室は前年度に比べて 449 人増加しておりますが、ふれあいホール、和室がそれぞれ減になっておりまして、ふれあいホールは対前年度で 3,292 人の減、和室のほうは 682 人の減ということになってございます。

今後の利用状況の増に向けての取組ということでございますが、生涯学習プラザのほうでも自主事業ということではつつ講座を実施しておりまして、年間で 38 講座、去年 1 年間で 900 人の方が受講されています。この受講される皆さんが修了後にそれぞれ独自にサークルを結成していただいて、これらの学習室、ふれあいホールなどを利用していただくというような形で、生涯学習プラザを活発に利用していただければと考えておりますので、そのように努めてまいりたいと思います。

(教育) 浅野主幹

総合体育館の利用状況について、平成 19 年度が個人、団体合わせて延べ利用者数 12 万 2,360 人、18 年度が 13 万 3,757 人ということで、8 パーセントほど減少しております。個人の利用者は伸びておりますけれども、団体利用が減少しているということで、これは課題にもなりますけれども、スポーツの利用者を増やすために今後取り組まなければならないというふうに思っております。

それで、今、指定管理者とも連携を図りながら、自主事業の増加ということで取り組んでおりますけれども、18

年度から 19 年度にかけて、指定管理者の自主事業については増加しております。今後、さらに利用者のアンケート等を取りまして、いろいろな新しい教室等を取り入れながら利用者の増に努めていきたいと思っております。

佐々木委員

総合体育館のところで指定管理者制度になっている部分の話は聞きましたけれども、総合体育館になってから相当の年数が経過しています。それとあわせて施設設備の関係です。古いままの状態ですけれども、同じように使い回して、補充しなければならないとか新しく取り替えなければならないところが多いという声を聞くのです。ですから、施設設備の充実という観点で取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺についてちょっと触れていなかったのです。どうなのでしょう。

(教育) 浅野主幹

施設設備の充実ということですが、体育器具につきましてはどの器具も値段が高いといいますが、そっくり更新するのが望ましいですけれども、そっくり更新すると値段が何十万円もするとか、体操の床ですと 1,200 万円もする高価なものですので、当面は部品の交換という形で極力お金をかけないという形で取り組んでいるのが現状です。

佐々木委員

現状はわかります。現状を維持するのに苦労するだろうし、そういうことも理解できますが、やはり利用者の身になってみれば、全部一遍にはできないかもしれないけれども、その辺のところを段階的に充実していったというふうに思います。

防犯ブザーの貸与について

教育委員会のほうに一括質問します。

学校の危機管理ということと、それからもう一つは犯罪の被害から子供を守る観点で質問します。

小樽市次世代育成支援行動計画～おたる子育てプラン～の 11 ページにそれについての事業があります。ここに子供たちを犯罪等の被害から守るための取組ということで、事業実施内容は「子ども 110 番の家」についての支援、それから小中学生への防犯ブザーの貸与ということが出ていますが、子ども 110 番の関係は学校教育課よりも生涯学習課のほうの関係というふうに先ほどとらえたので、110 番の取組のところについては今回触れません。

それで、防犯ブザーの関係のところなのですけれども、ブザーの貸与についての現状はどうなっていますか。

(教育) 学校教育課長

防犯ブザーの貸与についてでございますけれども、市内の小学校、中学校の児童・生徒全員に防犯ブザーを貸与しております。これは平成 17 年度に購入も含めて全員に貸与して、それ以降、毎年新 1 年生に貸与し続けているということで、19 年度であれば新 1 年生に 915 個貸与しています。

佐々木委員

貸与の対象者はどのくらいと言いましたか。

(教育) 学校教育課長

貸与している対象は小学校、中学校の全児童・生徒です。

平成 17 年度に小学校、中学校の全員に貸与しまして、中学校を卒業するときにそれを返却してもらって、それを小学校の新 1 年生に貸与し直すという形で順繰り回しております。

佐々木委員

そうすると、その予算についてなのですが、これを最初に用意したときに何百万円かかっているかわかりますか。

(教育) 学校教育課長

平成 17 年度に全員貸与ということでしたのですけれども、そのときに寄附もありましたけれども、購入分で約 480 万円かかっています。

佐々木委員

それで、480 万円で購入し終わったわけではないでしょうから、毎年度補充するとか買い増しするというか、そういうのがあるでしょう。

(教育) 学校教育課長

基本的には中学校を卒業する際に返却してもらって、それを新 1 年生に貸与しているわけですが、やはり長年使っている中で壊れて使えなくなるというものもありますので、その部分は今までは在庫がある程度あったものですから、その中で補充しながら貸与してきましたが、その在庫のほうも少なくなってきましたので、平成 20 年度は新たな増ということで、補充用で購入費を見ております。

佐々木委員

今、費用対効果はどうかという話が出ていますけれども、防犯ブザーを貸与して 3 年になります、やってよかったという意見はあると思うのです。今、小学生も中学生も持っているわけで、その辺のところを受け止めて、今後どういうふうにしていこうかと思っていますか。

教育部長

必ずしも費用対効果ではかれるものではないと思いますけれども、当然小中学生が防犯ブザーを持っているということで、犯罪の抑止効果もありますので、現状では引き続き貸与してまいりたいと思っております。

佐々木委員

不審者情報の提供について

事業実施内容の中に、学校や地域への犯罪等に関する情報の提供というのがあり、事業量が随時というふうになっているのですが、この辺の中身について教えてもらえますか。

(教育) 学校教育課長

情報の提供ということですが、警察などから例えば不審者情報あるいはクマの出没情報などいろいろな情報が入ってきますので、その情報を各学校に周知し、そのケースによっては集団下校をするなどという対応をしています。

佐々木委員

情報の提供がやはり大事なことだと思うので、件数となるとちょっとそれはなかなかカウントできないのだけれども、傾向と対策についてはどうですか。

教育部川田次長

不審者情報とかそういうことについては警察のほうからそういった情報を学校等にメールする状況になってございます。各学校ではそれをパソコンで受け取れるようにしてございますので、それを基に例えば不審者が出たということになれば、子供たちに注意をして集団下校するなりしています。以前もありましたけれども、刃物を持った男が出たということになれば、近隣のほうからも、学校に連絡が入り、教育委員会を通じて、例えば集団下校なりそういった対応をとっておりますので、そういう中で情報の共有化という形で対応しているところであります。

佐々木委員

わかりました。今の話の中では、結構小樽もそういう件数というか情報は多いほうですか。

(教育) 学校教育課長

不審者情報については、先ほど次長からも答弁いたしましたとおり警察がパソコンにメールで配信するのですが、私も携帯に登録してはいますが、結構頻繁に入ってくるというような状況になっています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 46 分

再開 午後 5 時 35 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 24 号、第 30 号、第 31 号、第 32 号は可決、陳情につきましては、新たに提出された陳情と継続審査中の案件はすべて採択を主張して討論を行います。

なお、議案第 24 号につきましては、文言上の整理というふうに理解し、条例そのものに賛成しているわけではないことを申し述べておきます。

昨日、多数の市民が抗議する中、原子力空母が米海軍横須賀基地に配備されました。5 月にはその艦内で火災が発生していますし、核事故への不安、空母の恒久的な配備の行く末への不安が広がっています。米国が訴える根拠なき安全性は、この空母配置に横須賀市民の 7 割が反対しているように既に破たんしたものです。こうした日米共同のありように、小樽に繰り返し核兵器搭載可能な米艦の入港をどこかの時点で阻止をしていかなければならないと考えるものです。

詳しくは本会議に譲りますが、委員各位の皆さんの御賛同をお願いして討論といたします。

陳情については、願意妥当、採択を主張するものです。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 32 号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決定いたしました。

次に、陳情第 1004 号及び第 1005 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第 3 号、第 4 号、第 186 号、第 262 号ないし第 356 号、第 358 号ないし第 370 号、第 373 号ないし第 643 号、第 647 号ないし第 1002 号、第 1006 号ないし第 1084 号及び第 1086 号ないし第 1108 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は採択とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。